別　紙

資料６－４

令和８年度　地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

令和７年６月27日
山形県地域公共交通活性化協議会

〇地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第2項第1号～第7号関係）

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本県では、総人口が減少する一方で65歳以上の高齢者数が年々増加する中、平成29年３月の改正道路交通法の施行を契機に自動車運転免許の返納も増加傾向にあるなど、移動手段を公共交通に頼らざるを得ない、いわゆる交通弱者が増加することが見込まれている。

一方では、学校、病院、行政機関の再編統合、郊外型大型店舗の進出に伴う地元商店街の衰退等により、県民の生活圏が拡大しており、地域間幹線系統のバス路線は、通院、通学、通勤、買い物等の日常生活を行う上で不可欠な移動手段となっている。

しかしながら、少子高齢化やモータリゼーションの進展等により、本県におけるバス利用者数は、この30年間で８割以上減少し、現在も減少傾向に歯止めがかからない状況にあり、更に近年のコロナ禍によりバス事業者は極めて厳しい経営環境に置かれている。

これらのことから、一定規模の乗合バス事業をバス事業者が単独で継続運行することが困難な状況になっており、国、県による地域公共交通確保維持事業による支援が必要となっている。

今回、当該計画において認定申請する幹線バス系統は、鉄道、幹線系統以外の路線バス、市町村が維持に努めるバスやデマンド型交通との接続や、各地域の中核的な医療機関や高等学校等の公共施設など利用者のニーズに対応しているものである。特に、鉄道のない市町村については、移動手段の確保に特段の配慮を行っている。

本協議会としては、県民が安心して社会生活を送り、積極的に社会参加でき、活力ある地域へとつながるよう、今後とも複数市町村にまたがる広域的・幹線的なバス系統の確保・維持に努めていく。

なお、令和６事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、利用者数について目標値に届かない路線が見られた。
１次評価では、利用実態に即した適切なダイヤの設定を引き続き行うこととしているほか、２次評価では、ＩＣカードの利用拡大に向け、具体的な取組を検討・取組みを行うことと助言された。
これを踏まえ、令和８事業年度においては、以下の事業を行う。

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、県内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・山形県地域公共交通活性化協議会における定期的な協議・検証

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。
・GTFS-JP等のデータの県ホームページ上での公開

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、県民や来訪者への普及啓発
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討

別　紙

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の達成

・県全体目標値（目標年度R7年度末）（山形県地域公共交通計画　P.132　参照）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 3 億 8,371 万 5 千円）

ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 4,710 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 8,954 万 2 千円）

タクシー　　：1億円　　（直近年度の実績490万2千円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・上記目標を達成するためには、特に地域間幹線系統の維持・利用拡大が不可欠であり、各系統において後述の生産性向上の取組みを進めながら、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表２」に記載する計画輸送量の達成を目標とする。

〇事業の効果

・地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要不可欠な交通手段が確保される。また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的なバスネットワークが形成され、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

・定量的な事業目標を導入することにより、運行費用の抑制や効率的な運行を促進し、適切な受益者負担やサービス水準へ誘導することが期待できる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表２」を作成し添付

５．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要　【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表３」を作成し添付。

６．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧　【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表４」を作成し添付

７．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項　【地域間幹線系統のみ】

別添資料「幹線系統バスの生産性向上に係る取組み一覧」のとおり

別　紙

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

８．車両の取得に係る目的・必要性

地域間幹線系統路線を運行するバス車両については、使用開始から20年以上を経過するなど耐用年数を大幅に上回っており、老朽化に伴い修繕費も年々増加している事から、早急な買い換えが必要となっている。

しかしながら、幹線系統の路線バス事業は運行欠損を生じており、事業者単独で車両の取得を押し進めていくことは困難であり、車両減価償却費等国庫補助金の活用により、取得を進めるものである。取得にあたっては、高齢者等の移動等の円滑化に配慮するものとし、令和８年度は上記のうちノンステップバス７台を購入するものである。

９．車両の取得に係る定量的な目標・効果

（１）事業の目標

やまがた長寿安心プラン（令和5年度策定）における
令和8年度末の乗合バスのノンステップ化率　80%

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の達成

・県全体目標値（目標年度R7年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の達成

・県全体目標値（目標年度R7年度末）（山形県地域公共交通計画　P.132　参照）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 3 億 8,371 万 5 千円）
ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 4,710 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 8,954 万 2 千円）
タクシー　　：1億円　　（直近年度の実績490万2千円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・上記目標を達成するためには、特に地域間幹線系統の維持・利用拡大が不可欠であり、各系統において後述の生産性向上の取組みを進めながら、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表２」に記載する計画輸送量の達成を目標とする。

（２）事業の効果

老朽化した車両の更新として車両を取得することにより地域間幹線バス系統の維持が図られるとともに、特にノンステップバス等の導入促進によって地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活に必要不可欠な移動手段の確保の一助となる。さらには、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

10．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表６」及び「表７」を作成し添付
なお、山形県は国庫補助金と同額を負担。

別　紙

〇その他申請に関する事項

11. 協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会
＜令和６年度＞
・令和６年６月26日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
・令和６年９月６日（第２回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の
（日付は書面協議成立時）　　変更等について
・令和７年１月30日（第３回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
・令和７年３月27日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
（日付は書面協議成立時）

＜令和７年度＞
・令和７年６月27日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山・最上・置賜・庄内）
＜令和６年度＞
【村山】
・令和６年10月30日：村山地域における地域公共交通の現状と課題について
・令和６年11月27日：次期「山形県地域公共計画」における 「地域別目標」（案）について
・令和６年１月24日：次期「山形県地域公共計画」における 「地域別目標」（案）について
（日付は書面協議成立時）
・令和７年２月27日： 山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）に係るバス停の廃止
（日付は書面協議成立時）　　及び新設並びに経路変更について

【最上】
・令和６年11月22日：次期山形県地域公共交通計画策定スケジュール等について
・令和６年12月16日：地域別目標（案）等について
・令和７年１月20日：最上地域目標（案）等について

【置賜】
・令和６年９月25日：次期山形県地域公共交通計画 策定スケジュール等について
・令和６年11月20日：置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等について
・令和６年12月26日：置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等について

【庄内】
・令和６年９月２日：次期地域公共交通計画の策定等について
・令和６年12月２日：地域旅客運送サービス継続事業の実施方針（案）等について
・令和７年１月17日：地域旅客運送サービス継続事業に係る協議等について

12. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則全ての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

別　紙

13. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	山形県みらい企画創造部総合交通政策課長
関係市区町村	山形県内市町村地域公共交通担当課長（全35市町村） 宮城県地域交通政策課長 福島県生活交通課長 仙台市公共交通推進課長
交通事業者・ 交通施設管理者等	国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所交通対策課長 山形県県土整備部道路保全課長 山形県県土整備部空港港湾課長 関係バス事業の代表者 東日本旅客鉄道株式会社　仙台支社 山形鉄道株式会社 山形空港ビル株式会社 庄内空港ビル株式会社
地方運輸局	東北運輸局山形運輸支局長
その他協議会が 必要と認める者	一般社団法人山形県バス協会会長 一般社団法人山形県ハイヤー協会会長 山形県交通運輸産業労働組合協議会議長 山形県警察本部交通部交通企画課長 各総合支庁総務企画部総務課連携支援室長

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県山形市松波二丁目8-1
（所　属）山形県みらい企画創造部総合交通政策課
（氏　名）主事　佐藤　大介
（電　話）023-630-3417
（e-mail）ykotsu@pref.yamagata.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

8年度

都道府県（市区町村）	運行予定者名	運行系統名（申請番号）	確保維持事業に要する国庫補助額（千円）	特例措置
山形県	山交バス㈱	(1)　山形市役所（六角・荒砥）長井	13,025.0	1
		(2)　山交ビル（荒谷・石倉）天童	8,616.5	
		(3)　県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山	1,424.5	
		(4)　山形（表蔵王口）高松葉山	4,802.5	
		(5)　山形（若葉町・南山形）高松葉山	8,377.0	
		(6)　寒河江駅前（松川・左沢）宮宿	2,598.0	
		(7)　寒河江駅前　～　谷地	2,964.5	
		(8)　山交ビル　～　寒河江駅前	7,659.5	
		(9)　天　童　～　寒河江	4,730.5	
		(10)　天童（東根市役所）北 町	2,058.5	
		(11)　山交ビル（県立中央病院・高擶）天童温泉	1,777.0	
		(12)　山交ビル（漆山）天童温泉	9,481.5	
		(15)　新　庄　～　仙　台	28,740.0	
		(16)　県立病院　～　金　山	7,538.5	
		小計	103,793.0	
	山交バス㈱、宮城交通㈱	(13)　上山～仙台	8,916.5	
		小計	8,916.0	
	山交バス㈱、ジェイアールバス東北㈱	(14)　米沢～仙台	41,933.0	
		小計	41,933.0	
	山交バス㈱、庄内交通㈱	(19)　山形（月山口）鶴岡	17,055.0	
		小計	17,055.0	
	㈱新庄輸送サービス	(17)　県立病院～肘　折	5,456.0	
		小計	5,456.0	
	㈲はながさバス	(18)　銀山線	829.0	
		小計	829.0	
	庄内交通㈱	(20)　酒田(エスモール)山形	21,831.0	
		(21)　鶴岡−三川	5,454.0	1
		(22)　三川−酒田	6,190.0	1
		(23)　鶴岡−いでは文化記念館	4,012.5	
		小計	37,487.0	
合　　計			215,469.0	

※令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

（注）

1．本表に記載する運行予定系統を示した地図（運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む）を添付すること。

2．「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2　5．ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3．補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。（ 記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から　土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図（山交バス）

山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図（山交バス）

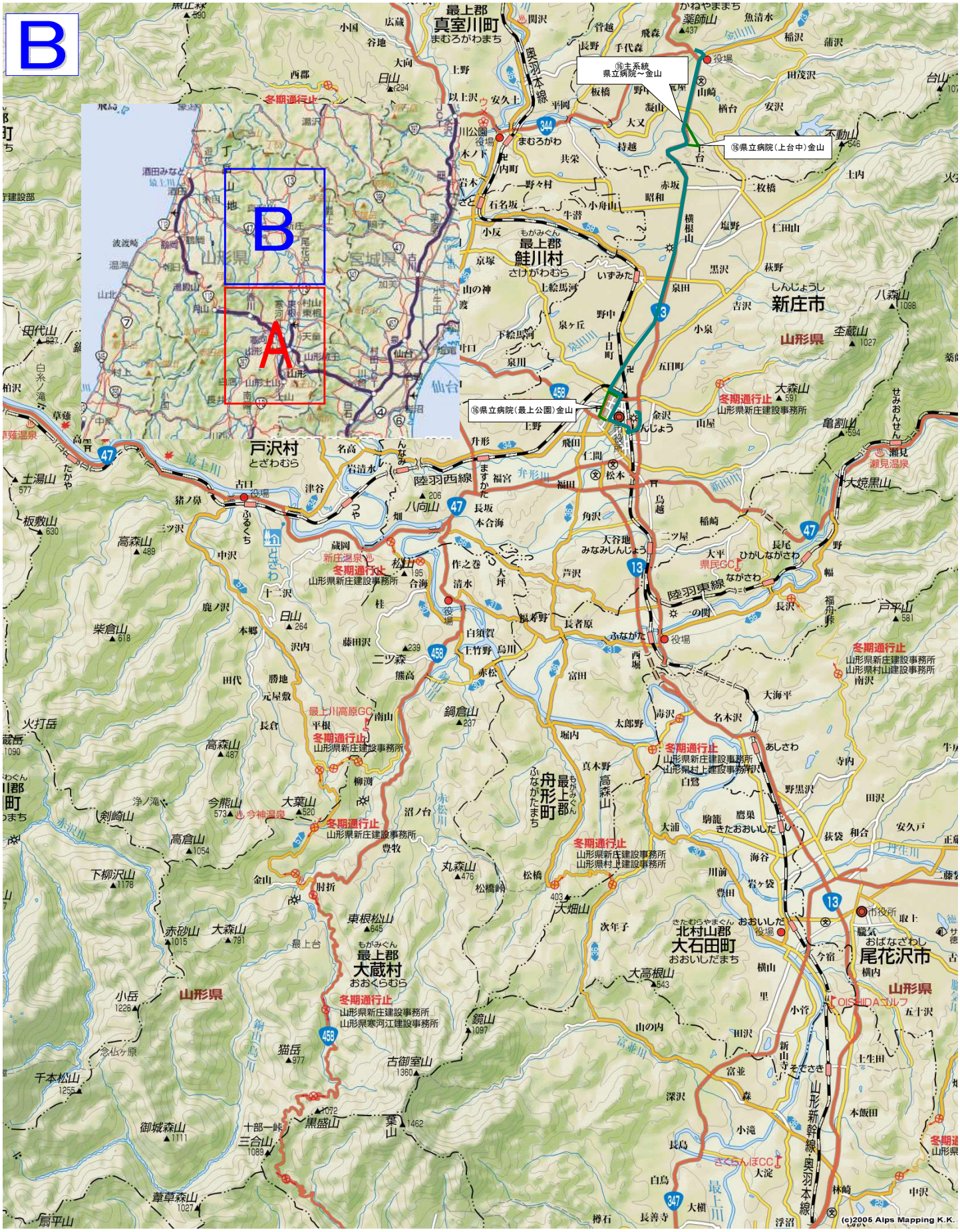

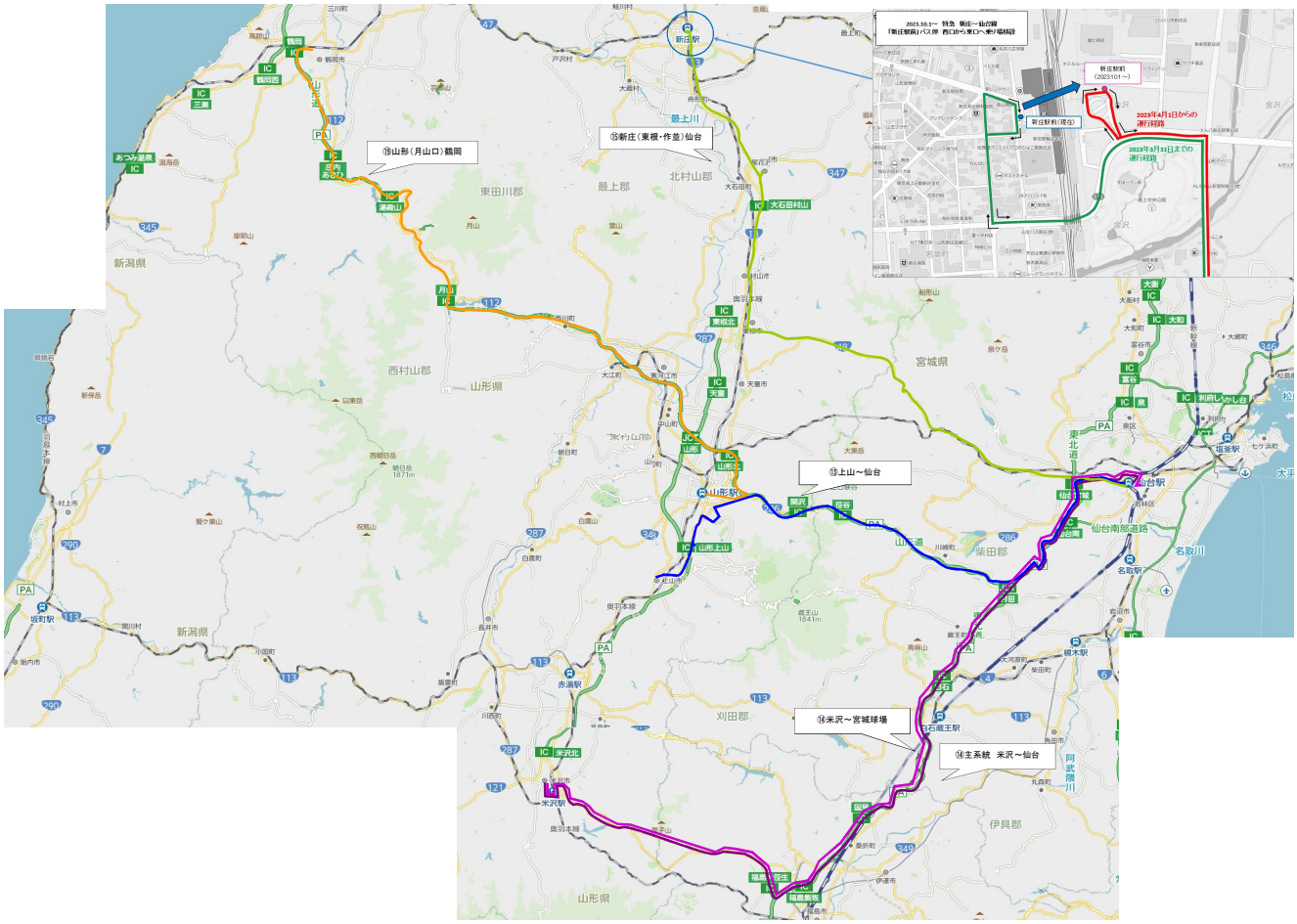
2023.10.1～ 特急 新庄～仙台線
「新庄駅前」バス停 西口から東口へ来り場移設
新庄駅前
（2023.10.1～）
新庄駅前（現在）
2023年4月1日からの
運行経路
2023年3月31日までの
運行経路
⑨山形（月山口）鶴岡
⑤新庄（東根・作並）仙台
⑬上山～仙台
⑭米沢～宮城球場
⑭主系統 米沢～仙台
新庄駅
鶴岡
鶴岡IC
三瀬IC
あつみ温泉IC
月山IC
湯殿山
東根IC
天童IC
山形IC
山形北IC
山形上山IC
上山IC
蔵王IC
仙台IC
仙台南IC
大石田村山
大石田IC
大和IC
富谷IC
利府しらかし台IC
米沢北IC
福島西IC
福島飯坂IC
新潟県
山形県
宮城県
最上川
最上郡
東田川郡
西村山郡
北村山郡
柴田郡
刈田郡
伊具郡
仙台南部道路
名取川
阿武隈川

山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図（内陸3/3）

新庄輸送サービス株式会社

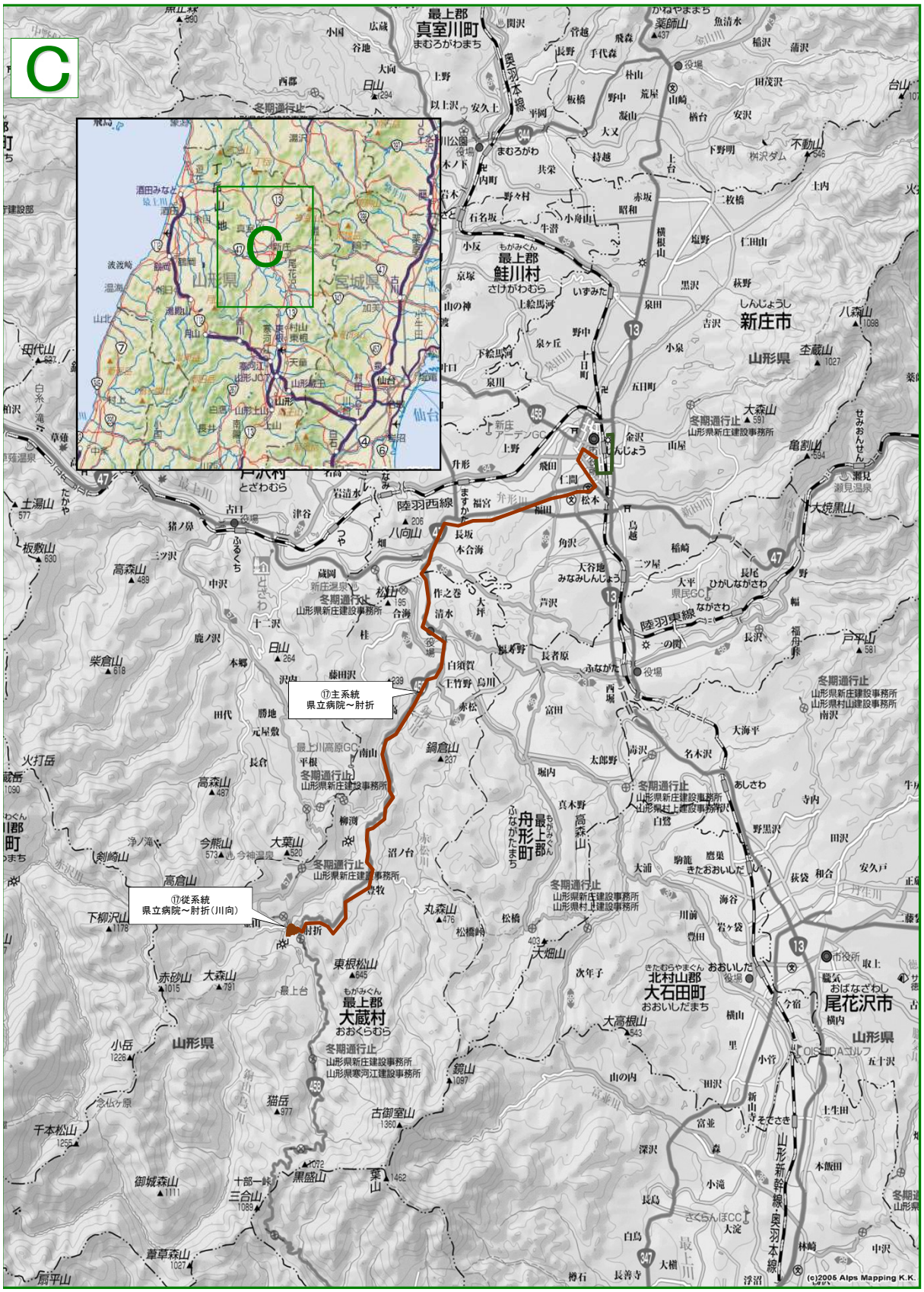

山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図（はながさバス）

令和8～10年度地域間幹線系統確保維持計画路線図（庄内交通）

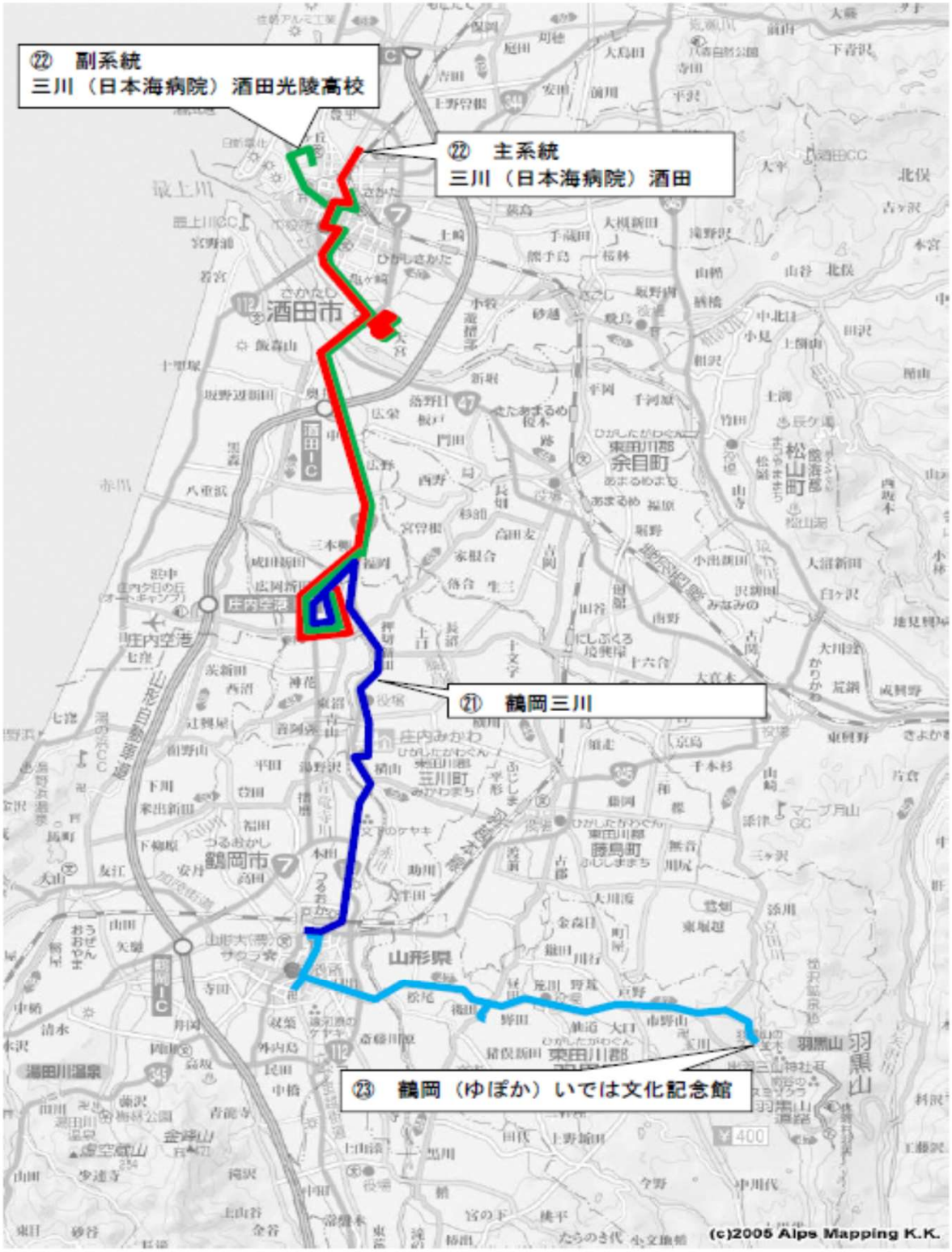

令和8～10年度地域間幹線系統確保維持計画路線図（庄内交通）

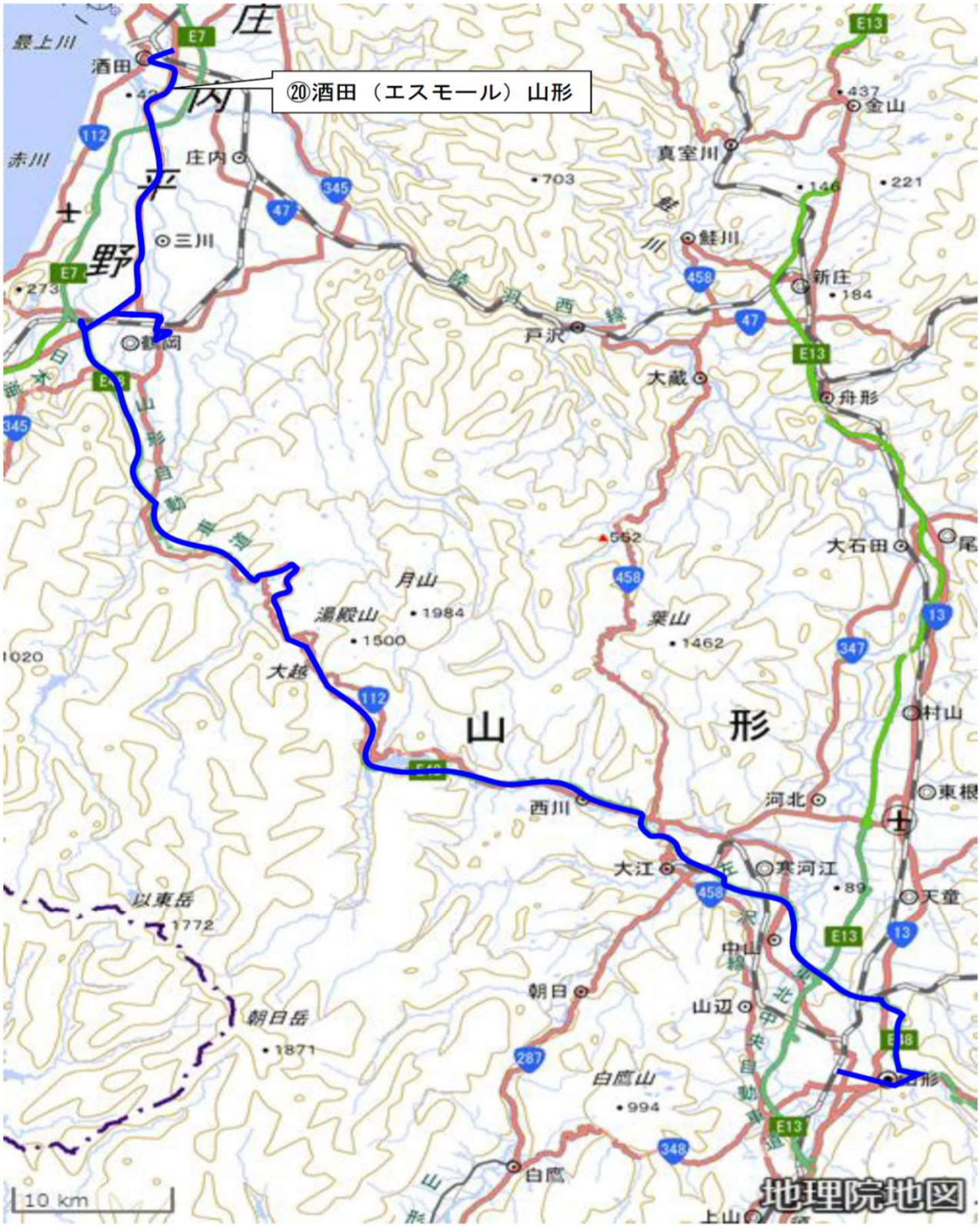

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	山交バス株式会社

令和　8 年度

1．申請事業者の概要

	乗合バス事業					
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	1,130,641 千円	営業外収益	16,244 千円	経常収益(イ)	1,146,885 千円
	営業費用	1,670,498 千円	営業外費用	3,458 千円	経常費用(ロ)	1,673,956 千円
	営業損益	△ 539,857 千円	営業外損益	12,786 千円	経常損益	△ 527,071 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,515,560.4 km				経常収支率	68.51 %

	乗合バス事業					
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	1,038,472 千円	営業外収益	81,420 千円	経常収益(イ')	1,119,892 千円
	営業費用	1,670,071 千円	営業外費用	3,598 千円	経常費用(ロ')	1,673,669 千円
	営業損益	△ 631,599 千円	営業外損益	77,822 千円	経常損益	△ 553,777 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	4,882,448.9 km				経常収支率	66.91 %

	乗合バス事業					
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	936,690 千円	営業外収益	69,528 千円	経常収益(イ")	1,006,218 千円
	営業費用	1,628,933 千円	営業外費用	3,816 千円	経常費用(ロ")	1,632,749 千円
	営業損益	△ 692,243 千円	営業外損益	65,712 千円	経常損益	△ 626,531 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	5,098,500.7 km				経常収支率	61.63 %

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝a		補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝b		補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c	
羽越	320 円	24 銭	344 円	20 銭	370 円	70 銭
東北	320 円	24 銭	344 円	20 銭	370 円	70 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3＝ニ		地域キロ当たり標準経常費用 ホ		キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ		キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ＝ケ		キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト	
羽越	345 円	4 銭	394 円	29 銭	345 円	4 銭	0 円	0 銭	253 円	98 銭
東北	345 円	4 銭	373 円	55 銭	345 円	4 銭	0 円	0 銭	253 円	98 銭

3．旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2（注）4．の適用割合 フ	改定率 コ
羽越	令和6年3月4日	基準期間の　当　年度	3 ／3	1.21%
		基準期間の　　年度	／3	
		基準期間の　　年度	／3	

4．補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統 起点	主な経由地	終点	計画運行日数	計画運行回数（　）①＝カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率（チ－リ＋ヌ＋ル）÷チ＝ヲ
羽越	1	1	山形市役所（六角・荒砥）長井	山形市役所前	荒砥	道の駅 川のみなと長井	364 日	1,806.0 回 (4.9)	5.0	24.5 人	往46.5km 復46.4km (平均) 46.4km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%
	2		山交ビル（荒谷）天童	山交ビルバスターミナル	荒谷 四辻	天童 駅前	364 日	4,466.0 回 (12.2)	3.5	42.7 人	往19.3km 復18.6km 18.9km								100.000%
	3		県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山	県立中央病院	表蔵王口 四ツ谷	高松葉山 温泉	238 日	714.0 回 (3.0)	5.4	16.2 人	往21.1km 復21.0km 21.0km								100.000%
	4		山形（表蔵王口）高松葉山	山形市役所前	表蔵王口	高松葉山 温泉	364 日	4,354.0 回 (11.9)	4.6	54.7 人	往15.5km 復15.5km 15.5km								100.000%
	5		山形（若葉町・南山形）高松葉山	千歳公園待合所	若葉町 南山形	高松葉山 温泉	364 日	4,410.0 回 (12.0)	4.1	49.2 人	往19.6km 復19.5km 19.5km								100.000%
	6		寒河江駅前（松川・左沢）宮宿	寒河江駅前	松川 左沢	朝日町 役場前	238 日	1,428.0 回 (3.9)	3.1	12.0 人	往23.1km 復22.6km 22.8km								100.000%
	7		寒河江駅前～谷地	寒河江駅前		河北病院	238 日	2,499.0 回 (6.8)	3.0	20.4 人	往13.0km 復13.0km 13.0km								100.000%
	8		山交ビル～寒河江駅前	山交ビルバスターミナル		寒河江駅前	364 日	5,187.0 回 (14.2)	2.8	39.7 人	往19.6km 復19.0km 19.3km								100.000%
	9		天童～寒河江	天童南駅	天童駅前	寒河江駅前	288 日	1,822.0 回 (4.9)	6.2	30.3 人	往17.2km 復17.2km 17.2km								100.000%
	10		天童（東根市役所）北町	天童駅前	東根市役所前	北町	238 日	1,547.0 回 (4.2)	2.4	10.0 人	往18.0km 復18.0km 18.0km								100.000%
	11		山交ビル（県立中央病院・高瀬）天童温泉	山交ビルバスターミナル	県立中央病院・高瀬	わくわくランド	238 日	714.0 回 (3.0)	3.4	10.2 人	往24.5km 復23.6km 24.0km								100.000%
	12		山交ビル（漆山・長岡）天童温泉	山交ビルバスターミナル	漆山 長岡	わくわくランド	364 日	4,900.0 回 (13.4)	3.5	46.9 人	往19.0km 復18.1km 18.5km								100.000%
	16		県立病院～金山	県立病院前	泉田	金山	364 日	3,248.0 回 (8.8)	4.0	35.2 人	往18.7km 復18.9km 18.8km								100.000%
	15		特急　新庄（東根・作並）仙台	新庄駅東口	東根 作並	仙台駅前	365 日	2,901.0 回 (7.9)	9.2	72.6 人	往101.0km 復101.0km 101.0km			往37.1km 復37.0km 37.0km					63.366%
東北	(15)		特急　新庄（東根・作並）仙台	新庄駅東口	東根 作並	仙台駅前	365 日	2,901.0 回 (7.9)	9.2	72.6 人	往101.0km 復101.0km 101.0km			往63.9km 復64.0km 63.9km					36.634%
合計			系統								往376.1km 復372.4km 373.9km	往0.0km 復0.0km 0.0km		往101.0km 復101.0km 100.9km	往0.0km 復0.0km 0.0km	往0.0km 復0.0km 0.0km			

※令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ヲ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 へ×ワ以下の額:カ	ノ'とノ''のいずれか少ない額 ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 / 補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合 / 基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1+コ)×フ=g	経常収益控除額 ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4. の適用後のキロ当たり経常収益 ノ'ーh=ノ''	3カ年平均 (d+e+f)/3=ノ'	基準期間の前々年度 経常収益 ヤ''	基準期間の前々年度 実車走行キロ マ''	基準期間の前々年度 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ''÷マ''=d	基準期間の前年度 経常収益 ヤ'	基準期間の前年度 実車走行キロ マ'	基準期間の前年度 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=e	基準期間 経常収益 ヤ	基準期間 実車走行キロ マ	基準期間 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=f	補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ
羽越	1	1	100.000%	167,777.4 km	57,889,914円	161円.92銭	2円.30銭	0円.00銭	161円.92銭	161円.92銭	23,518,899円	202,893.6 km	115円.91銭	32,837,214円	185,056.8 km	177円.44銭	32,391,570円	168,334.8 km	192円.42銭	27,166,516 円
羽越	2	0	100.000%	169,261.4 km	58,401,953円	187円.77銭	2円.23銭	0円.00銭	187円.77銭	187円.77銭	37,477,017円	192,080.5 km	195円.11銭	33,967,931円	187,833.5 km	180円.84銭	33,105,613円	176,689.8 km	187円.36銭	31,782,213 円
羽越	3	0	100.000%	30,059.4 km	10,371,695円	250円.26銭	3円.37銭	0円.00銭	250円.26銭	250円.26銭	20,503,354円	87,405.7 km	234円.57銭	13,122,278円	56,132.5 km	233円.77銭	8,525,902円	30,185.7 km	282円.44銭	7,522,665 円
羽越	4	0	100.000%	135,664.2 km	46,809,575円	260円.78銭	3円.38銭	0円.00銭	260円.78銭	260円.78銭	35,590,468円	145,412.6 km	244円.75銭	35,655,075円	139,897.0 km	254円.86銭	33,908,679円	119,929.9 km	282円.73銭	35,378,510 円
羽越	5	0	100.000%	172,412.8 km	59,489,312円	215円.47銭	2円.72銭	0円.00銭	215円.47銭	215円.47銭	48,182,232円	219,818.4 km	219円.19銭	43,448,360円	217,982.5 km	199円.32銭	44,036,493円	193,203.5 km	227円.92銭	37,149,786 円
羽越	6	0	100.000%	65,259.6 km	22,517,172円	108円.42銭	1円.24銭	0円.00銭	108円.42銭	108円.42銭	9,922,333円	87,985.2 km	112円.77銭	8,829,977円	81,266.0 km	108円.65銭	7,232,796円	69,643.6 km	103円.85銭	7,075,445 円
羽越	7	0	100.000%	64,918.5 km	22,399,479円	134円.13銭	1円.60銭	0円.00銭	134円.13銭	134円.13銭	13,847,827円	94,017.3 km	147円.29銭	10,054,962円	83,286.0 km	120円.72銭	9,208,732円	68,518.0 km	134円.39銭	8,707,518 円
羽越	8	0	100.000%	200,146.8 km	69,058,651円	163円.26銭	1円.95銭	0円.00銭	163円.26銭	163円.26銭	41,369,102円	255,930.2 km	161円.64銭	38,309,346円	232,406.4 km	164円.83銭	33,924,377円	207,709.2 km	163円.32銭	32,675,966 円
羽越	9	0	100.000%	60,934.0 km	21,024,667円	110円.99銭		0円.00銭	110円.99銭	110円.99銭	6,688,798円	61,586.9 km	108円.60銭	7,239,453円	61,403.7 km	117円.89銭	6,512,049円	61,151.4 km	106円.49銭	6,763,064 円
羽越	10	0	100.000%	55,692.0 km	19,215,967円	135円.94銭	1円.69銭	0円.00銭	135円.94銭	135円.94銭	11,588,459円	91,548.0 km	126円.58銭	11,094,053円	79,452.0 km	139円.63銭	8,861,458円	62,568.0 km	141円.62銭	7,570,770 円
羽越	11	0	100.000%	34,343.4 km	11,849,846円	172円.38銭	2円.15銭	0円.00銭	172円.38銭	172円.38銭	6,086,358円	34,776.3 km	175円.01銭	5,629,207円	34,776.3 km	161円.86銭	6,217,340円	34,487.7 km	180円.27銭	5,920,115 円
羽越	12	0	100.000%	181,840.4 km	62,742,211円	175円.27銭	2円.28銭	0円.00銭	175円.27銭	175円.27銭	48,696,386円	291,142.2 km	167円.25銭	41,908,625円	250,067.6 km	167円.58銭	37,615,609円	196,947.2 km	190円.99銭	31,871,166 円
羽越	16	0	100.000%	122,077.2 km	42,121,517円	163円.08銭	1円.71銭	0円.00銭	163円.08銭	163円.08銭	20,592,865円	116,534.8 km	176円.71銭	19,514,093円	115,449.8 km	169円.02銭	17,425,690円	121,421.7 km	143円.51銭	19,908,349 円
羽越	15	0	63.366%	586,002.0 km	202,194,130円	246円.95銭	3円.42銭	0円.00銭	246円.95銭	246円.95銭	126,884,794円	643,629.4 km	197円.13銭	159,475,373円	618,933.4 km	257円.66銭	168,226,145円	588,022.0 km	286円.08銭	144,713,193 円
東北	(15)	0	36.634%	586,002.0 km	202,194,130円	246円.95銭	3円.42銭	0円.00銭	246円.95銭	246円.95銭	126,884,794円	643,629.4 km	197円.13銭	159,475,373円	618,933.4 km	257円.66銭	168,226,145円	588,022.0 km	286円.08銭	144,713,193 円
合計				2,632,391.1 km	908,280,219円						577,833,686円	3,168,390.5 km		620,561,320円	2,962,876.9 km		615,418,598円	2,686,834.5 km		548,918,469 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワーヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ
羽越	1	1	30,723,398 円	26,050,461 円	26,050,461 円	26,050,461 円	26,050,461 円	円	26,050 千円	13,025.0 千円	30,723,398 円	17,698,398 円
羽越	2	0	26,619,740 円	26,280,878 円	26,280,878 円	26,280,878 円	26,280,878 円	17,233,362 円	17,233 千円	8,616.5 千円	26,619,740 円	18,003,240 円
羽越	3	0	2,849,030 円	4,667,262 円	2,849,030 円	2,849,030 円	2,849,030 円	円	2,849 千円	1,424.5 千円	2,849,030 円	1,424,530 円
羽越	4	0	11,431,065 円	21,064,308 円	11,431,065 円	11,431,065 円	11,431,065 円	9,605,936 円	9,605 千円	4,802.5 千円	11,431,065 円	6,628,565 円
羽越	5	0	22,339,526 円	26,770,190 円	22,339,526 円	22,339,526 円	22,339,526 円	16,754,644 円	16,754 千円	8,377.0 千円	22,339,526 円	13,962,526 円
羽越	6	0	15,441,727 円	10,132,727 円	10,132,727 円	10,132,727 円	10,132,727 円	5,196,270 円	5,196 千円	2,598.0 千円	15,441,727 円	12,843,727 円
羽越	7	0	13,691,961 円	10,079,765 円	10,079,765 円	10,079,765 円	10,079,765 円	5,929,273 円	5,929 千円	2,964.5 千円	13,691,961 円	10,727,461 円
羽越	8	0	36,382,685 円	31,076,392 円	31,076,392 円	31,076,392 円	31,076,392 円	15,319,348 円	15,319 千円	7,659.5 千円	36,382,685 円	28,723,185 円
羽越	9	0	14,261,603 円	9,461,100 円	9,461,100 円	9,461,100 円	9,461,100 円	円	9,461 千円	4,730.5 千円	14,261,603 円	9,531,103 円
羽越	10	0	11,645,197 円	8,647,185 円	8,647,185 円	8,647,185 円	8,647,185 円	4,117,707 円	4,117 千円	2,058.5 千円	11,645,197 円	9,586,697 円
羽越	11	0	5,929,731 円	5,332,430 円	5,332,430 円	5,332,430 円	5,332,430 円	3,554,953 円	3,554 千円	1,777.0 千円	5,929,731 円	4,152,731 円
羽越	12	0	30,871,045 円	28,233,994 円	28,233,994 円	28,233,994 円	28,233,994 円	18,963,130 円	18,963 千円	9,481.5 千円	30,871,045 円	21,389,545 円
羽越	16	0	22,213,168 円	18,954,682 円	18,954,682 円	18,954,682 円	18,954,682 円	15,077,587 円	15,077 千円	7,538.5 千円	22,213,168 円	14,674,668 円
羽越	15	0	57,480,937 円	90,987,358 円	57,480,937 円	36,423,370 円	36,423,370 円	円	36,423 千円	18,211.5 千円	57,480,937 円	39,269,437 円
東北	(15)	0	57,480,937 円	90,987,358 円	57,480,937 円	21,057,566 円	21,057,566 円	円	21,057 千円	10,528.5 千円	57,480,937 円	46,952,437 円
合計			359,361,750 円	408,726,090 円	325,831,109 円	268,350,171 円	268,350,171 円	111,752,210 円	207,587 千円	103,793 千円	359,361,750 円	255,568,250 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合 / 都道府県 負担額	都道府県 負担割合	市区町村 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
羽越	1	1	13,025,000円	73.6%		0.0%		0.0%	4,673,398円	26.4%	
羽越	2	0	8,616,500円	47.9%		0.0%		0.0%	9,386,740円	52.1%	
羽越	3	0	1,424,500円	100.0%		0.0%		0.0%	30円	0.0%	
羽越	4	0	4,802,500円	72.5%		0.0%		0.0%	1,826,065円	27.5%	
羽越	5	0	8,377,000円	60.0%		0.0%		0.0%	5,585,526円	40.0%	
羽越	6	0	2,598,000円	20.2%		0.0%		0.0%	10,245,727円	79.8%	
羽越	7	0	2,964,500円	27.6%		0.0%		0.0%	7,762,961円	72.4%	
羽越	8	0	7,659,500円	26.7%		0.0%		0.0%	21,063,685円	73.3%	
羽越	9	0	4,730,500円	49.6%		0.0%		0.0%	4,800,603円	50.4%	
羽越	10	0	2,058,500円	21.5%		0.0%		0.0%	7,528,197円	78.5%	
羽越	11	0	1,777,000円	42.8%		0.0%		0.0%	2,375,731円	57.2%	
羽越	12	0	9,481,500円	44.3%		0.0%		0.0%	11,908,045円	55.7%	
羽越	16	0	7,538,500円	51.4%		0.0%		0.0%	7,136,168円	48.6%	
羽越	15	0	18,211,500円	46.4%		0.0%		0.0%	21,057,937円	53.6%	
	(15)	0		0.0%		0.0%		0.0%	46,952,437円	100.0%	
合計			93,265,000円	36.5%	0円	0.0%	0円	0.0%	162,303,250円	63.5%	

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	山交バス株式会社、宮城交通株式会社

令和　8　年度

1. 申請事業者の概要

【山交バス株式会社】

	乗合バス事業							
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	1,130,641	千円	営業外収益	16,244	千円	経常収益(イ)	1,146,885 千円
	営業費用	1,670,498	千円	営業外費用	3,458	千円	経常費用(ロ)	1,673,956 千円
	営業損益	△ 539,857	千円	営業外損益	12,786	千円	経常損益	△ 527,071 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,515,560.4 km						経常収支率	68.51 %

【宮城交通株式会社】

	乗合バス事業							
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	3,209,082	千円	営業外収益	110,333	千円	経常収益(イ)	3,319,415 千円
	営業費用	3,720,383	千円	営業外費用	2,130	千円	経常費用(ロ)	3,722,513 千円
	営業損益	△ 511,301	千円	営業外損益	108,203	千円	経常損益	△ 403,098 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	5,584,145.3 km						経常収支率	89.17 %

【山交バス株式会社】

	乗合バス事業							
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	1,038,472	千円	営業外収益	81,420	千円	経常収益(イ)	1,119,892 千円
	営業費用	1,670,071	千円	営業外費用	3,598	千円	経常費用(ロ)	1,673,669 千円
	営業損益	△ 631,599		営業外損益	77,822	千円	経常損益	△ 553,777 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	4,862,448.9 km						経常収支率	66.91 %

【宮城交通株式会社】

	乗合バス事業							
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	3,100,308	千円	営業外収益	130,249	千円	経常収益(イ)	3,230,557 千円
	営業費用	3,612,585	千円	営業外費用	866	千円	経常費用(ロ)	3,613,451 千円
	営業損益	△ 512,277	千円	営業外損益	129,383	千円	経常損益	△ 382,894 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	5,659,805.6 km						経常収支率	89.40 %

【山交バス株式会社】

	乗合バス事業							
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	936,690	千円	営業外収益	69,528	千円	経常収益(イ')	1,006,218 千円
	営業費用	1,628,933	千円	営業外費用	3,816	千円	経常費用(ロ')	1,632,749 千円
	営業損益	△ 692,243	千円	営業外損益	65,712	千円	経常損益	△ 626,531 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	5,098,500.7 km						経常収支率	61.63 %

【宮城交通株式会社】

	乗合バス事業							
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	2,900,601	千円	営業外収益	97,655	千円	経常収益(イ')	2,998,256 千円
	営業費用	3,440,954	千円	営業外費用	230	千円	経常費用(ロ')	3,441,184 千円
	営業損益	△ 540,353	千円	営業外損益	97,425	千円	経常損益	△ 442,928 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	5,574,071.6 km						経常収支率	87.13 %

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

【山交バス株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c
羽越	320 円 24 銭	344 円 20 銭	370 円 70 銭
東北	320 円 24 銭	344 円 20 銭	370 円 70 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【宮城交通株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c
羽越	617 円 35 銭	638 円 44 銭	666 円 62 銭
東北	617 円 35 銭	638 円 44 銭	666 円 62 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【山交バス株式会社、宮城交通株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c
羽越	468 円 79 銭	491 円 32 銭	518 円 65 銭
東北	468 円 79 銭	491 円 32 銭	518 円 65 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常費用の差 ニ－へ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト	【山交バス株式会社】 キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト	【宮城交通株式会社】 キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
羽越	492 円 92 銭	394 円 29 銭	394 円 29 銭	98 円 63 銭	424 円 20 銭	253 円 98 銭	594 円 43 銭
東北	492 円 92 銭	373 円 55 銭	373 円 55 銭	119 円 37 銭	424 円 20 銭	253 円 98 銭	594 円 43 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合 フ	改定率 コ
		基準期間の　年度	／3	
		基準期間の　年度	／3	
		基準期間の　年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統 起点	運行系統 主な経由地	運行系統 終点	計画運行日数	計画運行回数 （　）①＝カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程 チ		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ		他路線との競合部分に係るキロ程 ル		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 （チ－（リ＋ヌ＋ル））÷チ＝ヲ
羽越	13		上山～仙台	高松 葉山 温泉		県庁・市役所前	365 日	2729.5 (7.4) 回	15.0	111.0 人	往80.9km 復81.0km	（平均） 80.9km		（平均）		往51.1km 復51.3km	（平均） 51.2km		（平均）		（平均） 11.3km	13.967%	22.744%
							日	(0.0) 回		0.0 人													
東北	13		上山～仙台	高松 葉山 温泉		県庁・市役所前	365 日	2729.5 (7.4) 回	15.0	111.0 人	往80.9km 復81.0km	80.9km				往29.8km 復29.7km	29.7km				51.2km	63.288%	0.000%
							日	(0.0) 回		0.0 人													
合計			系統								往161.8km 復162.0km	161.8km	往0.0km 復0.0km	0.0km		往80.9km 復81.0km	80.9km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	62.5km		

※令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 （チ－（リ＋ヌ））÷チ＝ヲ′	計画実車走行キロ ワ	補助対象経費用の見込額 ヘ×ワ以下の額：カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ノとノ″のいずれか少ない額 ノ	補助金交付要綱別表2（注）4. の適用がある場合 基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷（1＋コ）×フ＝g	補助金交付要綱別表2（注）4. の適用がある場合 経常収益控除額 ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2（注）4. の適用がある場合 補助金交付要綱別表2（注）4. の適用後のキロ当たり経常収益 ノ－h＝ノ″	3カ年平均 (d+e+f)/3＝ノ′	基準期間の前々年度 経常収益 ヤ″	基準期間の前々年度 実車走行キロ マ″	基準期間の前々年度 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ″÷マ″＝d	基準期間の前年度 経常収益 ヤ′	基準期間の前年度 実車走行キロ マ′	基準期間の前年度 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ′÷マ′＝e	基準期間 経常収益 ヤ	基準期間 実車走行キロ マ	基準期間 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ＝f	補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額：ヨ
羽越	13	0	36.711%	441,912.4 km	174,241,640円	211円.38銭	0円.00銭	0円.00銭	211円.38銭	211円.38銭	78,964,861円	442,094.0 km	178円.61銭	96,195,199円	441,932.4 km	217円.66銭	105,371,183円	442,951.2 km	237円.88銭	93,411,443 円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
東北	13	0	63.288%	441,912.4 km	165,076,377円	211円.38銭	0円.00銭	0円.00銭	211円.38銭	211円.38銭	78,964,861円	442,094.0 km	178円.61銭	96,195,199円	441,932.4 km	217円.66銭	105,371,183円	442,951.2 km	237円.88銭	93,411,443 円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
合計				883,824.8 km	339,318,017円						157,929,722円	884,188.0 km		192,390,398円	883,864.8 km		210,742,366円	885,902.4 km		186,822,886 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ－ヨ＝タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20＝レ	夕又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ′＝ツ′	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム－ラ＝ウ
羽越	13	0	80,830,197 円	78,408,738 円	78,408,738 円	17,833,283 円	28,784,631 円	円	17,833 千円	8,916.5 千円	124,416,017 円	115,499,517 円
	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	円	千円	千円	0 円	0 円
東北	13	0	71,664,934 円	74,284,369 円	71,664,934 円	0 円	0 円	円	0 千円	0.0 千円	124,416,017 円	124,416,017 円
	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	円	千円	千円	0 円	0 円
合計			152,495,131 円	152,693,107 円	150,073,672 円	17,833,283 円	28,784,631 円	0 円	17,833 千円	8,916 千円	248,832,034 円	239,915,534 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合 都道府県 負担額	都道府県 負担割合	市区町村 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
羽越	13	0	8,916,500円	7.7%		0.0%		0.0%	106,583,017円	92.3%	
	0	0							0円		
東北	13	0		0.0%		0.0%		0.0%	124,416,017円	100.0%	
	0	0							0円		
合計			8,916,500円	3.7%	0円	0.0%	0円	0.0%	230,999,034円	96.3%	

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	山交バス株式会社、ジェイアールバス東北株式会社

令和　8　年度

1．申請事業者の概要

【山交バス株式会社】

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,130,641 千円	営業外収益	16,244 千円	経常収益(イ)	1,146,885 千円
	営業費用	1,670,498 千円	営業外費用	3,458 千円	経常費用(ロ)	1,673,956 千円
	営業損益	△ 539,857 千円	営業外損益	12,786 千円	経常損益	△ 527,071 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,515,560.4 km				経常収支率	68.51 %

【ジェイアールバス東北株式会社】

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	499,540 千円	営業外収益	7,702 千円	経常収益(イ)	507,242 千円
	営業費用	820,761 千円	営業外費用	513 千円	経常費用(ロ)	821,274 千円
	営業損益	△ 321,221 千円	営業外損益	7,189 千円	経常損益	△ 314,032 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	2,196,658.8 km				経常収支率	61.76 %

【山交バス株式会社】

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,038,472 千円	営業外収益	81,420 千円	経常収益(イ)	1,119,892 千円
	営業費用	1,670,071 千円	営業外費用	3,598 千円	経常費用(ロ)	1,673,669 千円
	営業損益	△ 631,599	営業外損益	77,822 千円	経常損益	△ 553,777 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	4,862,448.9 km				経常収支率	66.91 %

【ジェイアールバス東北株式会社】

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	425,623 千円	営業外収益	1,219 千円	経常収益(イ')	426,842 千円
	営業費用	747,623 千円	営業外費用	3,242 千円	経常費用(ロ')	750,865 千円
	営業損益	△ 322,000 千円	営業外損益	△ 2,023 千円	経常損益	△ 324,023 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	2,214,625.7 km				経常収支率	56.85 %

【山交バス株式会社】

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	936,690 千円	営業外収益	69,528 千円	経常収益(イ')	1,006,218 千円
	営業費用	1,628,933 千円	営業外費用	3,816 千円	経常費用(ロ')	1,632,749 千円
	営業損益	△ 692,243 千円	営業外損益	65,712 千円	経常損益	△ 626,531 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	5,098,500.7 km				経常収支率	61.63 %

【ジェイアールバス東北株式会社】

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	504,640 千円	営業外収益	9,400 千円	経常収益(イ")	514,040 千円
	営業費用	948,994 千円	営業外費用	29 千円	経常費用(ロ")	949,023 千円
	営業損益	△ 444,354 千円	営業外損益	9,371 千円	経常損益	△ 434,983 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	2,545,809.0 km				経常収支率	54.17 %

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

【山交バス株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c
羽越	320 円 24 銭	344 円 20 銭	370 円 70 銭
東北	320 円 24 銭	344 円 20 銭	370 円 70 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【ジェイアールバス東北株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c
羽越	372 円 77 銭	339 円 4 銭	373 円 87 銭
東北	372 円 77 銭	339 円 4 銭	373 円 87 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【山交バス株式会社、ジェイアールバス東北株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c
羽越	346 円 50 銭	341 円 62 銭	371 円 128 銭
東北	346 円 50 銭	341 円 62 銭	371 円 128 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常費用の差 ニ－へ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
羽越	353 円 46 銭	394 円 29 銭	353 円 46 銭	0 円 0 銭	242 円 44 銭
東北	353 円 46 銭	373 円 55 銭	353 円 46 銭	0 円 0 銭	242 円 44 銭

【山交バス株式会社】

キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
253 円 98 銭
253 円 98 銭

【ジェイアールバス東北株式会社】

キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
230 円 91 銭
230 円 91 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合フ	改定率コ
		基準期間の　年度	／3	
		基準期間の　年度	／3	
		基準期間の　年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統 起点	運行系統 主な経由地	運行系統 終点	計画運行日数	計画運行回数（　）①＝カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程 チ		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ		他路線との競合部分に係るキロ程 ル		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率（チ－（リ＋ヌ＋ル））÷チ＝ヲ
羽越	13		米沢～鶴岡	米沢市駅前	道の駅米沢	鶴岡駅東口	365 日	2,190.0 (6.0) 回	11.3	67.8 人	往119.8km 復119.8km	119.8km				往96.9km 復96.9km	96.9km						19.115%
							日	(0.0) 回		0.0 人													
東北	13		米沢～鶴岡	米沢市駅前	道の駅米沢	鶴岡駅東口	365 日	2,190.0 (6.0) 回	11.3	67.8 人	往119.8km 復119.8km	（平均） 119.8km		（平均）		往22.9km 復22.9km	（平均） 22.9km		（平均）		（平均）		80.884%
							日	(0.0) 回		0.0 人													
合計			系統								往239.6km 復239.6km	239.6km	往0.0km 復0.0km	0.0km		往119.8km 復119.8km	119.8km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km		

※令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率（チ－（リ＋ヌ））÷チ＝ヲ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 へ×ワ以下の額：カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ノとノ"のいずれか少ない額 ノ	補助金交付要綱別表2（注）4. の適用がある場合 基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷（1＋コ）×フ＝g	補助金交付要綱別表2（注）4. の適用がある場合 経常収益控除額 ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2（注）4. の適用がある場合 補助金交付要綱別表2（注）4. の適用後のキロ当たり経常収益 ノ"－h＝ノ"	3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度 経常収益 ヤ"	基準期間の前々年度 実車走行キロ マ"	基準期間の前々年度 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ"÷マ"＝d	基準期間の前年度 経常収益 ヤ'	基準期間の前年度 実車走行キロ マ'	基準期間の前年度 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'＝e	基準期間 経常収益 ヤ	基準期間 実車走行キロ マ	基準期間 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ＝f	補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額：ヨ
羽越	13	0	19.115%	527,279.0 km	186,372,035円	184円.61銭	0円.00銭	0円.00銭	184円.61銭	184円.61銭	79,336,842円	522,849.6 km	151円.73銭	100,802,679円	523,926.9 km	192円.39銭	110,354,235円	526,194.3 km	209円.72銭	97,340,976 円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
東北	13	0	80.884%	527,279.0 km	186,372,035円	184円.61銭	0円.00銭	0円.00銭	184円.61銭	184円.61銭	79,336,842円	522,849.6 km	151円.73銭	100,802,679円	523,926.9 km	192円.39銭	110,354,235円	526,194.3 km	209円.72銭	97,340,976 円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
合計				1,054,558.0 km	372,744,070円						158,673,684円	1,045,699.2 km		201,605,358円	1,047,853.8 km		220,708,470円	1,052,389.0 km		194,681,952 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ－ヨ＝タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'＝ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム－ラ＝ウ
羽越	13	0	89,031,059 円	83,867,415 円	83,867,415 円	16,031,256 円	16,031,256 円	円	16,031 千円	8,015.5 千円	89,031,059 円	81,015,559 円
	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	円	千円	千円	0 円	0 円
東北	13	0	89,031,059 円	83,867,415 円	83,867,415 円	67,835,319 円	67,835,319 円	円	67,835 千円	33,917.5 千円	89,031,059 円	55,113,559 円
	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	円	千円	千円	0 円	0 円
合計			178,062,118 円	167,734,830 円	167,734,830 円	83,866,575 円	83,866,575 円	0 円	83,866 千円	41,933 千円	178,062,118 円	136,129,118 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合 都道府県 負担額	都道府県 負担割合	市区町村 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
羽越	13	0	8,015,500円	9.9%		0.0%		0.0%	73,000,059円	90.1%	
	0	0							0円		
東北	13	0		0.0%		0.0%		0.0%	55,113,559円	100.0%	
	0	0							0円		
合計			8,015,500円	5.9%	0円	0.0%	0円	0.0%	128,113,618円	94.1%	

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	山交バス株式会社、庄内交通株式会社

令和　8　年度

1．申請事業者の概要

【山交バス株式会社】

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業							
	営業収益	1,130,641	千円	営業外収益	16,244	千円	経常収益(イ)	1,146,885 千円
	営業費用	1,670,498	千円	営業外費用	3,458	千円	経常費用(ロ)	1,673,956 千円
	営業損益	△ 539,857	千円	営業外損益	12,786	千円	経常損益	△ 527,071 千円
							経常収支率	68.51 %
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,515,560.4 km							

【庄内交通株式会社】

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業							
	営業収益	303,778	千円	営業外収益	4,866	千円	経常収益(イ)	308,644 千円
	営業費用	556,013	千円	営業外費用	1,959	千円	経常費用(ロ)	557,972 千円
	営業損益	△ 252,235	千円	営業外損益	2,907	千円	経常損益	△ 249,328 千円
							経常収支率	55.32 %
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	1,665,505.4 km							

【山交バス株式会社】

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業							
	営業収益	1,038,472	千円	営業外収益	81,420	千円	経常収益(イ)	1,119,892 千円
	営業費用	1,670,071	千円	営業外費用	3,598	千円	経常費用(ロ)	1,673,669 千円
	営業損益	△ 631,599		営業外損益	77,822	千円	経常損益	△ 553,777 千円
							経常収支率	66.91 %
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	4,862,448.9 km							

【庄内交通株式会社】

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業							
	営業収益	181,256	千円	営業外収益	3,436	千円	経常収益(イ')	184,692 千円
	営業費用	416,434	千円	営業外費用	737	千円	経常費用(ロ')	417,171 千円
	営業損益	△ 235,178	千円	営業外損益	2,699	千円	経常損益	△ 232,479 千円
							経常収支率	44.27 %
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	1,195,867.8 km							

【山交バス株式会社】

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業							
	営業収益	936,690	千円	営業外収益	69,528	千円	経常収益(イ')	1,006,218 千円
	営業費用	1,628,933	千円	営業外費用	3,816	千円	経常費用(ロ')	1,632,749 千円
	営業損益	△ 692,243	千円	営業外損益	65,712	千円	経常損益	△ 626,531 千円
							経常収支率	61.63 %
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	5,098,500.7 km							

【庄内交通株式会社】

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業							
	営業収益	169,720	千円	営業外収益	2,945	千円	経常収益(イ")	172,665 千円
	営業費用	441,666	千円	営業外費用	426	千円	経常費用(ロ")	442,092 千円
	営業損益	△ 271,946	千円	営業外損益	2,519	千円	経常損益	△ 269,427 千円
							経常収支率	39.06 %
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	1,307,060.9 km							

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

【山交バス株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c
羽越	320 円 24 銭	344 円 20 銭	370 円 70 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【庄内交通株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c
羽越	338 円 23 銭	348 円 84 銭	335 円 1 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【山交バス株式会社、庄内交通株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c
羽越	329 円 23 銭	346 円 51 銭	352 円 85 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常費用の差 ニ－へ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
羽越	342 円 86 銭	394 円 29 銭	342 円 86 銭	0 円 0 銭	219 円 64 銭

【山交バス株式会社】 キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト	【庄内交通株式会社】 キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
253 円 98 銭	185 円 31 銭

3．旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間		補助金交付要綱別表2（注）4．の適用割合 フ	改定率 コ
		基準期間の	年度	／3	
		基準期間の	年度	／3	
		基準期間の	年度	／3	

4．補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統 起点	主な経由地	終点	計画運行日数	計画運行回数 （　） ①＝カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程 チ		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ		他路線との競合部分に係るキロ程 ル		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 （チー（リ＋ヌ＋ル））÷チ＝ヲ
羽越	19		鶴岡(月山口)山形	エスモール	月山口	山形駅前	365 日	1,095.0 回 (3.0)	7.7	23.1 人	往105.8km 復104.6km	（平均） 105.2km		（平均）			（平均）		（平均）		（平均）		100.000%
							日	回 (0.0)		0.0 人													
合計			系統								往105.8km 復104.6km	105.2km	往0.0km 復0.0km	0.0km		往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km		

※令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 （チー（リ＋ヌ））÷チ＝ヲ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額：カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ノ'とノ"のいずれか少ない額 ノ	補助金交付要綱別表2（注）4．の適用がある場合 基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷（1＋コ）×フ＝g	経常収益控除額 ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2（注）4．の適用後のキロ当たり経常収益 ノ'ーh＝ノ"	3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度 経常収益 ヤ"	実車走行キロ マ"	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ"÷マ"＝d	基準期間の前年度 経常収益 ヤ'	実車走行キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'＝e	基準期間 経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ＝f	補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額：ヨ
羽越	19	0	100.000%	229,731.0 km	78,765,570円	194円.38銭	0円.00銭	0円.00銭	194円.38銭	194円.38銭	37,085,589円	229,520.6 km	161円.57銭	44,942,417円	226,894.8 km	198円.07銭	51,391,975円	229,941.4 km	223円.50銭	44,655,111 円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
0	0	0																		円
	0	0																		円
合計				229,731.0 km	78,765,570円						37,085,589円	229,520.6 km		44,942,417円	226,894.8 km		51,391,975円	229,941.4 km		44,655,111 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'＝ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワーヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ＝ウ
羽越	19	0	34,110,459 円	35,444,506 円	34,110,459 円	34,110,459 円	0 円	円	34,110 千円	17,055.0 千円	34,110,459 円	17,055,459 円
	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	円	千円	千円	0 円	0 円
0	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	円	千円	千円	0 円	#VALUE! 円
	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	円	千円	千円	0 円	0 円
合計			34,110,459 円	35,444,506 円	34,110,459 円	34,110,459 円	0 円	0 円	34,110 千円	17,055 千円	34,110,459 円	#VALUE! 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合 都道府県 負担額	負担割合	市区町村 負担額	負担割合	その他の者 負担額	負担割合	事業者自己負担 負担額	負担割合	「その他の者」の具体的概要
羽越	19	0	17,055,000円	100.0%		0.0%		0.0%	459円	0.0%	
	0	0							0円		
0	0	0									
	0	0							0円		
合計			17,055,000円		0円		0円		459円		

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	株式会社 新庄輸送サービス

令和　8　年度

1. 申請事業者の概要

	乗合バス事業					
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	9,635 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	9,635 千円
	営業費用	80,140 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	80,140 千円
	営業損益	△ 70,505 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 70,505 千円
					経常収支率	12.02 %
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	251,510.0 km					

	乗合バス事業					
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	9,622 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ')	9,622 千円
	営業費用	78,825 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	78,825 千円
	営業損益	△ 69,203 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 69,203 千円
					経常収支率	12.21 %
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	225,490.0 km					

	乗合バス事業					
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	8,971 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ")	8,971 千円
	営業費用	88,548 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ")	88,548 千円
	営業損益	△ 79,577 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 79,577 千円
					経常収支率	10.13 %
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	250,837.0 km					

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c
羽越	353 円 1 銭	349 円 57 銭	318 円 63 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常費用の差 ニーへ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
羽越	340 円 40 銭	394 円 29 銭	340 円 40 銭	0 円 0 銭	38 円 30 銭
	円 銭	円 銭	0 円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合 フ	改定率 コ
		基準期間の　年度	／3	
		基準期間の　年度	／3	
		基準期間の　年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統 起点	運行系統 主な経由地	運行系統 終点	計画運行日数	計画運行回数（　）①＝カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程 チ		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ		他路線との競合部分に係るキロ程 ル		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率（チ－(リ＋ヌ＋ル)）÷チ＝ヲ
羽越	第17号	無	県立病院～討折	県立病院	清水	討折温泉	364 日	2,053.5 (5.6) 回	2.8	15.6 人	往32.4km 復32.3km	(平均) 32.3km		(平均)			(平均)		(平均)		(平均)		100.000%
							日	(0.0) 回		0.0 人													
							日	(0.0) 回		0.0 人													
							日	(0.0) 回		0.0 人													
合計			系統								往32.4km 復32.3km	32.3km	往0.0km 復0.0km	0.0km		往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km		

※令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 （チ―(リ＋ヌ)）÷チ＝ヲ’	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 へ×ワ以下の額：カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ノとノ”のいずれか少ない額 ノ	補助金交付要綱別表２（注）４．の適用がある場合 基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1＋コ)×フ＝g	補助金交付要綱別表２（注）４．の適用がある場合 経常収益控除額 ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表２（注）４．の適用がある場合 補助金交付要綱別表２（注）４．の適用後のキロ当たり経常収益 ノ―h＝ノ”	3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ’	基準期間の前々年度 経常収益 ヤ”	基準期間の前々年度 実車走行キロ マ”	基準期間の前々年度 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ”÷マ”＝d	基準期間の前年度 経常収益 ヤ’	基準期間の前年度 実車走行キロ マ’	基準期間の前年度 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ’÷マ’＝e	基準期間 経常収益 ヤ	基準期間 実車走行キロ マ	基準期間 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ’÷マ＝f	補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額：ヨ
羽越	第17号	無	100.000%	132,985.4 km	45,268,230円	68円.94銭	0円.00銭	0円.00銭	68円.94銭	68円.94銭	10,275,374円	127,483.2 km	80円.60銭	8,193,708円	127,328.0 km	64円.35銭	8,246,344円	133,244.9 km	61円.88銭	9,168,013 円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
0	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
合計				132,985.4 km	45,268,230円						10,275,374円	127,483.2 km		8,193,708円	127,328.0 km		8,246,344円	133,244.9 km		9,168,013 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ―ヨ＝タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ’＝ツ’	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ―ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム―ラ＝ウ
羽越	第17号	無	36,100,217 円	20,370,703 円	20,370,703 円	20,370,703 円	20,370,703 円	10,912,876 円	10,912 千円	5,456,0 千円	36,100,217 円	30,644,217 円
	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	円	千円	千円	0 円	#VALUE! 円
0	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	円	千円	千円	0 円	#VALUE! 円
	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	円	千円	千円	0 円	#VALUE! 円
合計			36,100,217 円	20,370,703 円	20,370,703 円	20,370,703 円	20,370,703 円	10,912,876 円	10,912 千円	5,456 千円	36,100,217 円	#VALUE! 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合 都道府県 負担額	都道府県 負担割合	市区町村 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
羽越	第17号	無	5,456,000円	17.8%	25,188,217円	82.2%		0.0%	0円	0.0%	
	0	0									
0	0	0									
	0	0									
合計			5,456,000円		25,188,217円		0円		0円		

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	有限会社　はながさバス

令和　8　年度

1. 申請事業者の概要

	乗合バス事業					
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	40,093 千円	営業外収益	106 千円	経常収益(イ)	40,199 千円
	営業費用	41,777 千円	営業外費用	184 千円	経常費用(ロ)	41,961 千円
	営業損益	△ 1,684 千円	営業外損益	△ 78 千円	経常損益	△ 1,762 千円
					経常収支率	95.80 %
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	95,369.0 km					

	乗合バス事業					
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	38,224 千円	営業外収益	114 千円	経常収益(イ)	38,338 千円
	営業費用	34,219 千円	営業外費用	82 千円	経常費用(ロ)	34,301 千円
	営業損益	4,005 千円	営業外損益	32 千円	経常損益	4,037 千円
					経常収支率	111.77 %
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	94,830.0 km					

	乗合バス事業					
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	14,310 千円	営業外収益	27 千円	経常収益(イ")	14,337 千円
	営業費用	21,458 千円	営業外費用	10 千円	経常費用(ロ")	21,468 千円
	営業損益	△ 7,148 千円	営業外損益	17 千円	経常損益	△ 7,131 千円
					経常収支率	66.78 %
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	91,033.0 km					

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c
羽越	235 円 82 銭	361 円 71 銭	439 円 98 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常費用の差 ニ－へ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
羽越	345 円 83 銭	394 円 29 銭	345 円 83 銭	0 円 0 銭	421 円 51 銭
	円 銭	円 銭	0 円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合 フ	改定率 コ
		基準期間の　年度	／3	
		基準期間の　年度	／3	
		基準期間の　年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統 起点	主な経由地	終点	計画運行日数	計画運行回数（　）①＝カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程 チ		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ		他路線との競合部分に係るキロ程 ル		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率（チ－(リ＋ヌ＋ル))÷チ＝ヲ
羽越	18		銀山線	大石田駅	尾花沢市役所沢	銀山温泉	365 日	2,428.0 (6.6) 回	6.9	45.4 人	往18.9km 復18.9km	(平均) 18.9km		(平均)			(平均)		(平均)		(平均)		100.000%
							日	(0.0) 回		0.0 人													
							日	(0.0) 回		0.0 人													
							日	(0.0) 回		0.0 人													
合計			系統								往18.9km 復18.9km	18.9km	往0.0km 復0.0km	0.0km		往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km		

※令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 （チ＝(リ＋ヌ)）÷チ＝ヲ’	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額：カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益														補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額：ヨ
						ノとノ”のいずれか少ない額 ノ	補助金交付要綱別表2（注）4．の適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			
							基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1＋コ)×フ＝g	経常収益控除額ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2（注）4．の適用後のキロ当たり経常収益 ノ’ーh＝ノ”	(d+e+f)/3 =ノ’	経常収益 ヤ”	実車走行キロ マ”	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ”÷マ”＝d	経常収益 ヤ’	実車走行キロ マ’	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ’÷マ’＝e	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ＝f	
羽越	18	0	100.000%	91,778.4 km	31,739,724円	327円.76銭	0円.00銭	0円.00銭	327円.76銭	327円.76銭	14,337,000円	91,033.0 km	157円.49銭	38,338,000円	94,830.0 km	404円.28銭	40,199,000円	95,369.0 km	421円.51銭	30,081,288 円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
0	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
合計				91,778.4 km	31,739,724円						14,337,000円	91,033.0 km		38,338,000円	94,830.0 km		40,199,000円	95,369.0 km		30,081,288 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20＝レ	夕又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係る ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ’＝ツ’	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワーヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ＝ウ
羽越	18	0	1,658,436 円	14,282,875 円	1,658,436 円	1,658,436 円	1,658,436 円	円	1,658 千円	829.0 千円	1,658,436 円	829,436 円
	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	円	千円	千円	0 円	0 円
0	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	円	千円	千円	0 円	0 円
	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	円	千円	千円	0 円	0 円
合計			1,658,436 円	14,282,875 円	1,658,436 円	1,658,436 円	1,658,436 円	0 円	1,658 千円	829 千円	1,658,436 円	829,436 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	18	0	829,000円	99.9%		0.0%		0.0%	436円	0.1%	
	0	0							0円		
0	0	0							0円		
	0	0							0円		
合計			829,000円	99.9%	0円	0.0%	0円	0.0%	436円	0.1%	

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	庄内交通株式会社	令和　8　年度

1．申請事業者の概要

	乗合バス事業					
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	303,778 千円	営業外収益	4,866 千円	経常収益（イ）	308,644 千円
	営業費用	556,013 千円	営業外費用	1,959 千円	経常費用（ロ）	557,972 千円
	営業損益	△ 252,235 千円	営業外損益	2,907 千円	経常損益	△ 249,328 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ（ハ）	1,665,505.4 km				経常収支率	55.32 %

	乗合バス事業					
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	181,256 千円	営業外収益	3,436 千円	経常収益（イ’）	184,692 千円
	営業費用	416,434 千円	営業外費用	737 千円	経常費用（ロ’）	417,171 千円
	営業損益	△ 235,178 千円	営業外損益	2,699 千円	経常損益	△ 232,479 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ（ハ’）	1,195,867.8 km				経常収支率	44.27 %

	乗合バス事業					
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	169,720 千円	営業外収益	2,945 千円	経常収益（イ”）	172,665 千円
	営業費用	441,666 千円	営業外費用	426 千円	経常費用（ロ”）	442,092 千円
	営業損益	△ 271,946 千円	営業外損益	2,519 千円	経常損益	△ 269,427 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ（ハ”）	1,307,060.9 km				経常収支率	39.06 %

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去３年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ”÷ハ”＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ’÷ハ’＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c
羽越	338 円 23 銭	348 円 84 銭	335 円 1 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニーヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
羽越	340 円 69 銭	394 円 29 銭	340 円 69 銭	0 円 0 銭	185 円 31 銭
	円 銭	円 銭	0 円 銭	円 銭	円 銭

3．旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合 フ	改定率 コ
		基準期間の　年度	／3	
		基準期間の　年度	／3	
		基準期間の　年度	／3	

4．補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統 起点	主な経由地	終点	計画運行日数	計画運行回数（　）①＝カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程 チ	
羽越	20		酒田(エスモール)山形	酒田駅前	エスモール	山形駅前	365 日	1,460.0 (4.0) 回	10.0	40.0 人	往128.2km 復130.6km	（平均） 129.4km
	21	1	鶴岡三川	エスモール		イオンモール三川	365 日	2,412.0 (6.6) 回	2.0	13.2 人	往14.7km 復14.8km	14.7km
	22	1	三川酒田	イオンモール三川	日本海病院・イオン酒田南店	ゆたか1丁目	365 日	2,047.0 (5.6) 回	2.2	12.3 人	往19.4km 復19.9km	19.6km
	23		鶴岡(ゆぽか)いでは文化記念館	エスモール	ゆぽか・荒川	いでは文化記念館前	365 日	3,004.0 (8.2) 回	3.0	24.6 人	往18.0km 復17.7km	17.8km
合計			系統								往180.3km 復183.0km	181.5km

申請番号	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ		他路線との競合部分に係るキロ程 ル		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 （チー（リ＋ヌ＋ル））÷チ＝ヲ
20		（平均）			（平均）		（平均）		（平均）		100.000%
21											100.000%
22											100.000%
23											100.000%
合計	往0.0km 復0.0km	0.0km		往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km		

※令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ−(リ＋ヌ))÷チ＝ヲ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益															補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ
							補助金交付要綱別表2(注)4．の適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			
						ノ'とノ"のいずれか少ない額 ノ	基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1＋コ)×フ＝g	経常収益控除額ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4．の適用後のキロ当たり経常収益 ノ'−h＝ノ"	(d+e+f)/3 =ノ'	経常収益 ヤ"	実車走行キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ"÷マ'＝d	経常収益 ヤ'	実車走行キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'＝e	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ＝f	
羽越	20	0	100.000%	375,074.0 km	127,783,961円	224円.28銭	0円.00銭	0円.00銭	224円.28銭	224円.28銭	83,282,430円	469,041.8 km	177円.55銭	107,113,008円	466,247.8 km	229円.73銭	109,113,570円	410,864.3 km	265円.57銭	84,121,596 円
	21	1	100.000%	71,154.0 km	24,241,456円	127円.16銭	0円.00銭	0円.00銭	127円.16銭	127円.16銭	11,185,352円	92,444.0 km	120円.99銭	12,602,336円	92,444.0 km	136円.32銭	10,129,902円	81,575.1 km	124円.17銭	9,047,942 円
	22	1	100.000%	80,756.5 km	27,512,931円	127円.29銭	0円.00銭	0円.00銭	127円.29銭	127円.29銭	10,912,245円	90,163.3 km	121円.02銭	12,336,939円	90,505.5 km	136円.31銭	11,204,154円	89,952.7 km	124円.55銭	10,279,494 円
	23	0	100.000%	107,307.9 km	36,558,728円	187円.08銭	0円.00銭	0円.00銭	187円.08銭	187円.08銭	19,367,551円	116,487.3 km	166円.26銭	22,680,239円	111,663.6 km	203円.11銭	20,575,988円	107,235.3 km	191円.87銭	20,075,161 円
合計				634,292.4 km	216,097,076円						124,747,578円	768,136.4 km		154,732,522円	760,860.9 km		151,023,614円	689,627.4 km		123,524,193 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ−ヨ＝タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20＝レ	夕又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'＝ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ−ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ＝ウ
羽越	20	0	43,662,365 円	57,502,782 円	43,662,365 円	43,662,365 円	43,662,365 円	円	43,662 千円	21,831.0 千円	43,662,365 円	21,831,365 円
	21	1	15,193,514 円	10,908,655 円	10,908,655 円	10,908,655 円	10,908,655 円	3,305,653 円	10,908 千円	5,454.0 千円	15,193,514 円	9,739,514 円
	22	1	17,233,437 円	12,380,818 円	12,380,818 円	12,380,818 円	12,380,818 円	4,421,720 円	12,380 千円	6,190.0 千円	17,233,437 円	11,043,437 円
	23	0	16,483,567 円	16,451,427 円	16,451,427 円	16,451,427 円	16,451,427 円	8,025,086 円	8,025 千円	4,012.5 千円	16,483,567 円	12,471,067 円
合計			92,572,883 円	97,243,682 円	83,403,265 円	83,403,265 円	83,403,265 円	15,752,459 円	74,975 千円	37,487 千円	92,572,883 円	55,085,383 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	20	0	21,831,000円	100.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	365円	0.0%	
	21	1	5,454,000円	56.0%	4,285,000円	44.0%	0円	0.0%	514円	0.0%	
	22	1	6,190,000円	56.1%	4,853,000円	43.9%	0円	0.0%	437円	0.0%	
	23	0	4,012,000円	32.2%	0円	0.0%	0円	0.0%	8,459,067円	67.8%	
合計			37,487,000円	68.1%	9,138,000円	16.6%	0円	0.0%	8,460,383円	15.4%	

表2（参考） 同一の補助系統として取り扱うことを県協議会が認める系統の一覧（令和8年～）

番号	主系統	系統名	系統キロ		平日	土	日祝	運行回数	キロ総和	運賃総和	主系統との異なる区間キロ 相違キロ	主系統との異なる区間キロ キロ比率
4（山交）	○	山形市役所（表蔵王口）高松葉山	15.5		11	10	10	11.2	739.6	50,800		
			15.5	15.5	13	10	10					
		千歳公園待合所（表蔵王口）高松葉山	17.8		1	0	0	0.3	907.0	58,370	2.3	14.83%
			—	17.8	—	—	—					
		山形市役所（山形駅前）高松葉山	16.1		1	0	0	0.3	751.0	50,800	1.15	7.41%
			—	16.1	—	—	—					
		統　合						11.9	2,397.6	159,970	66.72	
									賃率（税抜）	60.65		

番号	主系統	系統名	系統キロ		平日	土	日祝	運行回数	キロ総和	運賃総和	主系統との異なる区間キロ 相違キロ	主系統との異なる区間キロ キロ比率
9（山交）	○	天童～寒河江	17.2		5	5	0	3.5	17.2	300		
			17.2	17.2	4	4	0					
		天童南駅～寒河江市立病院	17.3		2	1	0	1.4	17.3	300	2.92	16.97%
			17.3	17.3	2	1	0					
		統　合						4.9	34.5	600	17.39	
									賃率（税抜）	15.80		

番号	主系統	系統名	系統キロ		平日	土	日祝	運行回数	キロ総和	運賃総和	主系統との異なる区間キロ 相違キロ	主系統との異なる区間キロ キロ比率
14（山交）	○	高速　米沢～仙台	119.8		1	1	1	2.0	922.4	17,600		
			119.8	119.8	3	3	3					
		高速　米沢～宮城球場	121.2		2	2	2	1.0	1,392.9	26,400	1.3	1.08%
				121.2	0	0	0					
		統　合						3.0	2,315.3	44,000	19.00	
									賃率（税抜）	17.27		

番号	主系統	系統名	系統キロ		平日	土	日祝	運行回数	キロ総和	運賃総和	主系統との異なる区間キロ 相違キロ	主系統との異なる区間キロ キロ比率
14（ジェイアールバス東北）	○	高速　仙台～米沢	119.8		0	0	0	1.5	922.4	17,600		
			119.8	119.8	3	3	3					
		高速　米沢～宮城球場	121.2		3	3	3	1.5	1,392.2	26,400	1.4	1.16%
				121.2	0	0	0					
		統　合						3.0	2,314.6	44,000	19.00	
									賃率（税抜）	17.27		

番号	主系統	系統名	系統キロ		平日	土	日祝	運行回数	2023年4月1日～2024年3月31日 キロ総和	2023年4月1日～2024年3月31日 運賃総和	2024年4月1日～2024年9月30日 キロ総和	2024年4月1日～2024年9月30日 運賃総和	主系統との異なる区間キロ 相違キロ	主系統との異なる区間キロ キロ比率
16（山交）	○	県立病院～金山	18.7		9	5	5	7.5	762.6	26,550	762.6	29,620		
			18.9	18.8	9	5	5							
		県立病院（上台中）金山	19.0		1	0	0	0.3	771.4	26,550	771.4	29,620	0.5	2.65%
			—	19.0	—	—	—							
		県立病院（最上公園）金山	18.6		1	0	0	0.9	764.2	26,550	764.2	29,620	1.4	7.44%
			18.7	18.6	2	0	0							
		統　合						8.8	2,298.2	79,650	2,298.2	88,860	34.65	38.66
									賃率（税抜）	31.50	賃率（税抜）	35.14		

番号	主系統	系統名	系統キロ		平日	土	日祝	運行回数	キロ総和	運賃総和	主系統との異なる区間キロ 相違キロ	主系統との異なる区間キロ キロ比率
17（新庄輸送サービス）	○	県立病院～肘折	32.4		7	4	4	5.3	3,526.1	85,000		
			32.3	32.3	5	4	4					
		県立病院～肘折（温泉川向）	—		—	—	—	0.3	3,137.8	75,900	0.7	2.16%
			33.0	33.0	1	0	0					
		統　合						5.6	6,663.9	160,900		
									賃率（税抜）	21.92		

番号	主系統	系統名	系統キロ		平日	土	日祝	運行回数	キロ総和	運賃総和	主系統との異なる区間キロ 相違キロ	主系統との異なる区間キロ キロ比率
19（庄交分）	○	鶴岡（月山口）山形【R5.10.1～R6.3.31】	104.6		1	1	1	0.5	1,787.0	55,520		
			105.8	105.2								
		鶴岡～山形【R5.10.1～R6.3.31】	103.0					0.5	1,456.4	44,100		
			104.0	103.5	1	1	1					
	○	鶴岡（月山口）山形【R6.4.1～R6.9.30】	104.6		1	1	1	0.5	1,787.0	55,610		
			105.8	105.2								
		鶴岡～山形【R6.4.1～R6.9.30】	103.0					0.5	1,456.4	44,190	1.7	1.61%
			104.0	103.5	1	1	1					
		統　合						1.0	6,486.8	199,420		
									賃率（税抜）	27.94		

番号	主系統	系統名	系統キロ		平日	土	日祝	運行回数	キロ総和	運賃総和	主系統との異なる区間キロ 相違キロ	主系統との異なる区間キロ キロ比率
20（庄交）	○	酒田（エスモール）山形【R5.10.1～R6.3.31】	128.2		3	3	3	3.0	2,788.4	78,220		
			130.6	129.4	3	3	3					
		酒田～山形【R5.10.1～R6.3.31】	124.7		1	1	1	1.0	2,216.6	63,070		
			126.5	125.6	1	1	1					
	○	酒田（エスモール）山形【R6.4.1～R6.9.30】	128.2		3	3	3	3.0	2,788.4	78,310		
			130.6	129.4	3	3	3					
		酒田～山形【R6.4.1～R6.9.30】	124.7		1	1	1	1.0	2,216.6	63,160	3.8	2.93%
			126.5	125.6	1	1	1					
		統　合						4.0	10,010.0	282,760		
									賃率（税抜）	25.67		

番号	主系統	系統名	系統キロ		平日	土	日祝	運行回数	キロ総和	運賃総和	主系統との異なる区間キロ 相違キロ	主系統との異なる区間キロ キロ比率
21（庄交）	○	三川（日本海病院）酒田	19.4		7	3	3	5.9	675.1	39,400		
			19.9	19.6	8	3	3					
		三川（日本海病院）酒田光陵高校	20.7		1	—	—	0.5	765.2	44,740	1.3	6.63%
			21.1	20.9	0	0	0					
		統　合						6.4	1,440.3	84,140		
									賃率（税抜）	53.10		

表3　別表1及び別表3の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

都道府県名　山形県

番号	系統名	理　　由	運行回数	
			土曜	日曜祝日
11	山交ビル（県立中央病院・高擶）天童温泉	山形市内および天童市内への通勤や通学、県立中央病院への通院が主な利用目的の為、土日祝日の利用が見込めないことから、土日祝日は運休しております。	0.0	0.0
3	県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山	山形市内および上山市内への通勤や通学、県立中央病院への通院が主な利用目的の為、土日祝日の利用が見込めないことから、土日祝日は運休しております。また、山形市と上山市を結ぶ路線が複数存在していることから、効率運行を目指し運休としております。	0.0	0.0

（記載要領）
- 「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載
- 「系統名」の欄は、「番号」の欄に対応した系統を記載
- 「理由」の欄は、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

表4　別表1及び別表3の補助事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
山形県	山形連携中枢都市圏	尾花沢市	尾花沢市には、県立北村山高等学校が設置され、広域行政圏の中心に準ずる生活基盤が整備されているため

表6　車両の取得計画の概要

都道府県（市区町村）		補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額（千円）
山形県（令和8年度）	山交バス株式会社	20	31,271
	庄内交通株式会社	6	8,625
	有限会社はながさバス	1	1,560
	計	27	41,456
山形県（令和9年度）	山交バス株式会社	24	33,985
	庄内交通株式会社	9	13,125
	有限会社はながさバス	1	936
	計	34	48,046
山形県（令和10年度）	山交バス株式会社	22	34,376
	庄内交通株式会社	12	17,625
	有限会社はながさバス	1	561
	計	35	52,562

表7　車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	山交バス株式会社

1．車両取得の概要

初年度（令和8年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員（人）	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別（現金、割賦、リース）
羽越	1	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	7　.　10	リース
羽越	2	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	7　.　10	リース
羽越	3	山交ビル（漆山・長岡）天童 山交ビル（荒谷）天童	2・12	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	7　.　10	リース
羽越	4	県立中央病院（表蔵王・四谷）高松葉山 山形（表蔵王口）高松葉山 山形（南山形）高松葉山	3・4・5	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	7　.　10	リース

【購入車両減価償却費】
〇事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定率法

申請番号	実費購入予定費（円）＊消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円）	ﾎと限度額のうち少ない方の額（円）	普通償却限度額（定率法）ﾍ× (0.5or0.4)=ﾄ（定額法）ﾍ×0.2=ﾄ	特別償却額（円）	償却限度額（円）	事業者償却額（円）	ﾇとﾙのうち少ない方の額（円）	償却期間（月）	補助対象経費	計画額（千円）	＊残存価格（円）
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
	ｲ	ﾛ	ﾊ	ｲ＋ﾛ＋ﾊ＝ﾆ	ﾆ−1円=ﾎ	ﾍ		ﾁ	ﾄ＋ﾁ＝ﾇ	ﾙ	ｦ	ﾜ	ｦ×ﾜ÷12（月）=ｶ	ｶ×1/2=ﾖ	ﾍ−ｶ=ﾀ
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
計	0			0		0	0		0	0	0		0　千円	0	0

【購入車両減価償却費】
〇事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定額法

申請番号	実費購入予定費（円）＊消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円）	ﾎと限度額のうち少ない方の額（円）	普通償却限度額（定率法）ﾍ× (0.5or0.4)=ﾄ（定額法）ﾍ×0.2=ﾄ	特別償却額（円）	償却限度額（円）	事業者償却額（円）	ﾇとﾙのうち少ない方の額（円）	償却期間（月）	補助対象経費	計画額（千円）	＊残存価格（円）
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
	ｲ	ﾛ	ﾊ	ｲ＋ﾛ＋ﾊ＝ﾆ	ﾆ−1円=ﾎ	ﾍ		ﾁ	ﾄ＋ﾁ＝ﾇ	ﾙ	ｦ	ﾜ	ｦ×ﾜ÷12（月）=ｶ	ｶ×1/2=ﾖ	ﾍ−ｶ=ﾀ
1	16,922,867	1,172,133	0	18,095,000	18,094,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	12,000,000
2	16,922,867	1,172,133	0	18,095,000	18,094,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	12,000,000
3	16,922,867	1,172,133	0	18,095,000	18,094,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	12,000,000
4	16,922,867	1,172,133	0	18,095,000	18,094,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	12,000,000
計	67,691,468			72,380,000	72,379,996	60,000,000	12,000,000		12,000,000	18,427,200	12,000,000		12,000　千円	6,000	48,000,000

【車両購入金融費用】
〇事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額（円）	償還期間（月）	借入利率（％）年利	ﾚと2.5%のうち低い方の率（％）	補助対象経費	計画額（千円）
	への額以内		ﾚ	ｿ	ﾂ	ﾂ×1/2=ﾈ
1	15,000,000	12	1.7650%	1.7650%	241,395　円	120.6
2	15,000,000	12	1.7650%	1.7650%	241,395　円	120.6
3	15,000,000	12	1.7650%	1.7650%	241,395　円	120.6
4	15,000,000	12	1.7650%	1.7650%	241,395　円	120.6
計	60,000,000				965　千円	482

【所要経費】

補助対象経費（千円）	計画額（千円）
ｶ＋ﾂ	ﾖ＋ﾈ
12,965	6,482

【負担者とその負担割合 】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	1,620,600 円	50.2%	円	%	円	%	1,606,995 円	49.8%	
	2	1,620,600 円	50.2%	円	%	円	%	1,606,995 円	49.8%	
	3	1,620,600 円	50.2%	円	%	円	%	1,606,995 円	49.8%	
	4	1,620,600 円	50.2%	円	%	円	%	1,606,995 円	49.8%	
合計		6,482,400 円	50.2%	円	%	円	%	6,427,980 円	49.8%	

２年目以降　令和　8　年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
羽越	4−1	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	4−2	天童（東根市役所）北町 山交ビル（荒谷）天童	10・2	9・2
羽越	4−3	県立中央病院（表蔵王・四谷）高松葉山 山形（表蔵王口）高松葉山 山形（南山形）高松葉山	3・4・5	3・4
羽越	5−1	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	5−2	天童（東根市役所）北町 山交ビル（荒谷）天童	10・2	9・2
羽越	5−3	県立中央病院（表蔵王・四谷）高松葉山 山形（表蔵王口）高松葉山 山形（南山形）高松葉山	3・4・5	3・4
羽越	6−1	山交ビル～関沢・山交ビル～山寺 山交ビル(県庁)関沢・山交ビル～唐松観音	地域内フィーダー系統 山形市（5）～（8）	地域内フィーダー系統 山形市（5）～（11）
羽越	6−2	県立中央病院（表蔵王・四谷）高松葉山 山形（表蔵王口）高松葉山 山形（南山形）高松葉山	3・4・5	3・4
羽越	6−3	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	6−4	山交ビル（漆山・長岡）天童 山交ビル（荒谷）天童	2・12	2・11
羽越	6−5	山交ビル（漆山・長岡）天童 山交ビル（荒谷）天童	2・12	2・11
羽越	6−6	東根市民バス	地域内フィーダー系統 東根市（1）～（8）	地域内フィーダー系統 東根市（1）～（8）
羽越	7−1	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	7−2	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	7−3	山交ビル（漆山・長岡）天童 山交ビル（荒谷）天童	2・12	2・11
羽越	7−4	県立中央病院（表蔵王・四谷）高松葉山 山形（表蔵王口）高松葉山 山形（南山形）高松葉山	3・4・5	3・4

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額（円） 初年度への額＝ナ	残存価額（円） 前年度フ（2年目のみタ）の額＝ラ	普通償却限度額 （定率法）ラ×（0.5or0.4）＝ム （定額法）ナ×0.2＝ム	特別償却額（円） ウ	償却限度額（円） ム＋ウ＝ノ	事業者償却額（円） オ	ノとオのうち少ない方の額（円） ク	償却期間（月） ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12（月）=マ （最終年度）ク=マ	計画額（千円） マ×1/2=ケ	＊残存価格（円） ラ−マ=フ
				0					円	0.0	0
				0					円	0.0	0
計	0	0	0		0	0			0 千円	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額（円） 初年度への額＝ナ	残存価額（円） 前年度フ（2年目のみタ）の額＝ラ	普通償却限度額 （定率法）ラ×（0.5or0.4）＝ム （定額法）ナ×0.2＝ム	特別償却額（円） ウ	償却限度額（円） ム＋ウ＝ノ	事業者償却額（円） オ	ノとオのうち少ない方の額（円） ク	償却期間（月） ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12（月）=マ （最終年度）ク=マ	計画額（千円） マ×1/2=ケ	＊残存価格（円） ラ−マ=フ
4−1	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	750,000
4−2	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	750,000
4−3	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	750,000
5−1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
5−2	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
5−3	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
6−1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6−2	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6−3	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6−4	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6−5	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6−6	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,913,200	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
7−1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
7−2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
7−3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
7−4	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,572,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
計	240,000,000	131,250,000	48,000,000		48,000,000	68,096,280	48,000,000		48,000千円	24,000	83,250,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額（円） ナの額以内＝コ	償還期間（月）	今年度償還回数		借入利率（%）年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率（%） テ	補助対象経費 ア	計画額（千円） ア×1/2=サ
			（自）	（至）				
4−1	15,000,000	12	46	57	0.4948%	0.4948%	11,866 円	5.9
4−2	15,000,000	12	46	57	0.4948%	0.4948%	11,866 円	5.9
4−3	15,000,000	12	46	57	0.4948%	0.4948%	11,866 円	5.9
5−1	15,000,000	12	37	48	0.9005%	0.9005%	42,269 円	21.1
5−2	15,000,000	12	37	48	0.9005%	0.9005%	42,269 円	21.1
5−3	15,000,000	12	37	48	0.9005%	0.9005%	42,269 円	21.1
6−1	15,000,000	12	25	36	1.4360%	1.4360%	111,409 円	55.7
6−2	15,000,000	12	25	36	1.4360%	1.4360%	111,409 円	55.7
6−3	15,000,000	12	25	36	1.4360%	1.4360%	111,409 円	55.7
6−4	15,000,000	12	25	36	1.4360%	1.4360%	111,409 円	55.7
6−5	15,000,000	12	25	36	1.4360%	1.4360%	111,409 円	55.7
6−6	15,000,000	12	25	36	1.1407%	1.1407%	88,180 円	44.0
7−1	15,000,000	12	13	24	1.7931%	1.7931%	192,965 円	96.4
7−2	15,000,000	12	13	24	1.7931%	1.7931%	192,965 円	96.4
7−3	15,000,000	12	13	24	1.7931%	1.7931%	192,965 円	96.4
7−4	15,000,000	12	13	24	1.7931%	1.7931%	192,965 円	96.4
計	240,000,000						1,579 千円	789

【所要経費】

補助対象経費（千円） マ＋ア	計画額（千円） ケ＋サ
49,579	24,789

【負担者とその負担割合 】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	4−1	1,505,900 円	62.4%	円	%	円	%	908,826 円	37.6%	
	4−2	1,505,900 円	62.4%	円	%	円	%	908,826 円	37.6%	
	4−3	1,505,900 円	62.4%	円	%	円	%	908,826 円	37.6%	
	5−1	1,521,100 円	59.6%	円	%	円	%	1,029,669 円	40.4%	
	5−2	1,521,100 円	59.6%	円	%	円	%	1,029,669 円	40.4%	
	5−3	1,521,100 円	59.6%	円	%	円	%	1,029,669 円	40.4%	
	6−1	1,555,700 円	52.3%	円	%	円	%	1,419,609 円	47.7%	
	6−2	1,555,700 円	52.3%	円	%	円	%	1,419,609 円	47.7%	
	6−3	1,555,700 円	52.3%	円	%	円	%	1,419,609 円	47.7%	
	6−4	1,555,700 円	52.3%	円	%	円	%	1,419,609 円	47.7%	
	6−5	1,555,700 円	52.3%	円	%	円	%	1,419,609 円	47.7%	
	6−6	1,544,000 円	62.8%	円	%	円	%	913,380 円	37.2%	
	7−1	1,596,400 円	50.5%	円	%	円	%	1,566,165 円	49.5%	
	7−2	1,596,400 円	50.5%	円	%	円	%	1,566,165 円	49.5%	
	7−3	1,596,400 円	50.5%	円	%	円	%	1,566,165 円	49.5%	
	7−4	1,596,400 円	50.4%	円	%	円	%	1,572,165 円	49.6%	
合計		24,789,000 円	55.2%	円	%	円	%	20,097,570 円	44.8%	

表7　車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	山交バス株式会社

1．車両取得の概要

初年度（令和9年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員（人）	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別（現金、割賦、リース）
羽越	1	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	8　.　10	リース
羽越	2	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	8　.　10	リース
羽越	3	山交ビル（漆山・長岡）天童 山交ビル（荒谷）天童	2・12	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	8　.　10	リース
羽越	4	県立中央病院（表蔵王・四谷）高松葉山 山形（表蔵王口）高松葉山 山形（南山形）高松葉山	3・4・5	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	8　.　10	リース

【購入車両減価償却費】
〇事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定率法

申請番号	実費購入予定費（円）＊消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円）	ホと限度額のうち少ない方の額（円）	普通償却限度額	特別償却額（円）	償却限度額（円）	事業者償却額（円）	ヌとルのうち少ない方の額（円）	償却期間（月）	補助対象経費	計画額（千円）	＊残存価格（円）
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ＋ロ＋ハ＝ニ	ニ−1円=ホ	ヘ	（定率法）ヘ×（0.5or0.4)＝ト （定額法）ヘ×0.2＝ト	チ	ト＋チ＝ヌ	ル	ヲ	ワ	ヲ×ワ÷12（月）=カ	カ×1/2=ヨ	ヘ−カ=タ
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
計	0			0		0	0		0	0	0		0　千円	0	0

【購入車両減価償却費】
〇事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定額法

申請番号	実費購入予定費（円）＊消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円）	ホと限度額のうち少ない方の額（円）	普通償却限度額	特別償却額（円）	償却限度額（円）	事業者償却額（円）	ヌとルのうち少ない方の額（円）	償却期間（月）	補助対象経費	計画額（千円）	＊残存価格（円）
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ＋ロ＋ハ＝ニ	ニ−1円=ホ	ヘ	（定率法）ヘ×（0.5or0.4)＝ト （定額法）ヘ×0.2＝ト	チ	ト＋チ＝ヌ	ル	ヲ	ワ	ヲ×ワ÷12（月）=カ	カ×1/2=ヨ	ヘ−カ=タ
1	16,922,867	1,172,133	0	18,095,000	18,094,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	12,000,000
2	16,922,867	1,172,133	0	18,095,000	18,094,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	12,000,000
3	16,922,867	1,172,133	0	18,095,000	18,094,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	12,000,000
4	16,922,867	1,172,133	0	18,095,000	18,094,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	12,000,000
計	67,691,468			72,380,000	72,379,996	60,000,000	12,000,000		12,000,000	18,427,200	12,000,000		12,000　千円	6,000	48,000,000

【車両購入金融費用】
〇事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額（円） への額以内	償還期間（月）	借入利率（%）年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率（%） ソ	補助対象経費 ツ	計画額（千円） ツ×1/2=ネ
1	15,000,000	12	1.7650%	1.7650%	241,395　円	120.6
2	15,000,000	12	1.7650%	1.7650%	241,395　円	120.6
3	15,000,000	12	1.7650%	1.7650%	241,395　円	120.6
4	15,000,000	12	1.7650%	1.7650%	241,395　円	120.6
計	60,000,000				965　千円	482

【所要経費】

補助対象経費（千円） カ＋ツ	計画額（千円） ヨ＋ネ
12,965	6,482

【負担者とその負担割合 】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	1,620,600 円	50.2%	円	%	円	%	1,606,995 円	49.8%	
	2	1,620,600 円	50.2%	円	%	円	%	1,606,995 円	49.8%	
	3	1,620,600 円	50.2%	円	%	円	%	1,606,995 円	49.8%	
	4	1,620,600 円	50.2%	円	%	円	%	1,606,995 円	49.8%	
合計		6,482,400 円	50.2%	円	%	円	%	6,427,980 円	49.8%	

2年目以降　令和　9　年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号 当該年度	初年度
羽越	4−1	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	4−2	天童（東根市役所）北町 山交ビル（荒谷）天童	10・2	9・2
羽越	4−3	県立中央病院（表蔵王・四谷）高松葉山 山形（表蔵王口）高松葉山 山形（南山形）高松葉山	3・4・5	3・4
羽越	5−1	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	5−2	天童（東根市役所）北町 山交ビル（荒谷）天童	10・2	9・2
羽越	5−3	県立中央病院（表蔵王・四谷）高松葉山 山形（表蔵王口）高松葉山 山形（南山形）高松葉山	3・4・5	3・4
羽越	6−1	山交ビル～関沢・山交ビル～山寺 山交ビル（県庁）関沢・山交ビル～唐松観音	地域内フィーダー系統 山形市（5）～（8）	地域内フィーダー系統 山形市（5）～（11）
羽越	6−2	県立中央病院（表蔵王・四谷）高松葉山 山形（表蔵王口）高松葉山 山形（南山形）高松葉山	3・4・5	3・4
羽越	6−3	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	6−4	山交ビル（漆山・長岡）天童 山交ビル（荒谷）天童	2・12	2・11
羽越	6−5	山交ビル（漆山・長岡）天童 山交ビル（荒谷）天童	2・12	2・11
羽越	6−6	東根市民バス	地域内フィーダー系統 東根市（1）～（8）	地域内フィーダー系統 東根市（1）～（8）
羽越	7−1	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	7−2	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	7−3	山交ビル（漆山・長岡）天童 山交ビル（荒谷）天童	2・12	2・11
羽越	7−4	県立中央病院（表蔵王・四谷）高松葉山 山形（表蔵王口）高松葉山 山形（南山形）高松葉山	3・4・5	3・4
羽越	8−1	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	8−2	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	8−3	山交ビル（漆山・長岡）天童 山交ビル（荒谷）天童	2・12	2・11
羽越	8−4	県立中央病院（表蔵王・四谷）高松葉山 山形（表蔵王口）高松葉山 山形（南山形）高松葉山	3・4・5	3・4

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額（円） 初年度への額＝ナ	残存価額（円） 前年度ラ(2年目のみ)の額＝ラ	普通償却限度額 （定率法） ラ×（0.5or0.4）＝ム （定額法）ナ×0.2＝ム	特別償却額（円） ウ	償却限度額（円） ム＋ウ＝ノ	事業者償却額（円） オ	ノとオのうち少ない方の額（円） ク	償却期間（月） ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12（月）＝マ （最終年度）ク＝マ	計画額（千円） マ×1/2＝ケ	＊残存価格（円） ラ−マ＝フ
				0					円	0.0	0
				0					円	0.0	0
計	0	0	0		0	0			0 千円	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額（円） 初年度への額＝ナ	残存価額（円） 前年度ラ(2年目のみ)の額＝ラ	普通償却限度額 （定率法） ラ×（0.5or0.4）＝ム （定額法）ナ×0.2＝ム	特別償却額（円） ウ	償却限度額（円） ム＋ウ＝ノ	事業者償却額（円） オ	ノとオのうち少ない方の額（円） ク	償却期間（月） ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12（月）＝マ （最終年度）ラ＝マ	計画額（千円） マ×1/2＝ケ	＊残存価格（円） ラ−マ＝フ
4−1	15,000,000	750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	3	750,000円	375.0	0
4−2	15,000,000	750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	3	750,000円	375.0	0
4−3	15,000,000	750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	3	750,000円	375.0	0
5−1	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
5−2	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
5−3	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
6−1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
6−2	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
6−3	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
6−4	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
6−5	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
6−6	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,913,200	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
7−1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
7−2	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
7−3	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
7−4	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,572,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
8−1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
8−2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
8−3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
8−4	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
計	300,000,000	131,250,000	60,000,000	0	60,000,000	86,523,480	60,000,000		53,250千円	26,625	78,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額（円） ナの額以内＝コ	償還期間（月）	今年度償還回数		借入利率（%）年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率（%） テ	補助対象経費 ア	計画額（千円） ア×1/2＝サ
			（自）	（至）				
4−1	15,000,000	12	58	60	0.4948%	0.4948%	624 円	0.3
4−2	15,000,000	12	58	60	0.4948%	0.4948%	624 円	0.3
4−3	15,000,000	12	58	60	0.4948%	0.4948%	624 円	0.3
5−1	15,000,000	12	49	60	0.9005%	0.9005%	14,895 円	7.4
5−2	15,000,000	12	49	60	0.9005%	0.9005%	14,895 円	7.4
5−3	15,000,000	12	49	60	0.9005%	0.9005%	14,895 円	7.4
6−1	15,000,000	12	37	48	1.4360%	1.4360%	68,058 円	34.0
6−2	15,000,000	12	37	48	1.4360%	1.4360%	68,058 円	34.0
6−3	15,000,000	12	37	48	1.4360%	1.4360%	68,058 円	34.0
6−4	15,000,000	12	37	48	1.4360%	1.4360%	68,058 円	34.0
6−5	15,000,000	12	37	48	1.4360%	1.4360%	68,058 円	34.0
6−6	15,000,000	12	37	48	1.1407%	1.1407%	53,785 円	26.8
7−1	15,000,000	12	25	36	1.7931%	1.7931%	139,720 円	69.8
7−2	15,000,000	12	25	36	1.7931%	1.7931%	139,720 円	69.8
7−3	15,000,000	12	25	36	1.7931%	1.7931%	139,720 円	69.8
7−4	15,000,000	12	25	36	1.7931%	1.7931%	139,720 円	69.8
8−1	15,000,000	12	13	24	1.7650%	1.7650%	189,877 円	94.9
8−2	15,000,000	12	13	24	1.7650%	1.7650%	189,877 円	94.9
8−3	15,000,000	12	13	24	1.7650%	1.7650%	189,877 円	94.9
8−4	15,000,000	12	13	24	1.7650%	1.7650%	189,877 円	94.9
計	300,000,000						1,759 千円	878

【所要経費】

補助対象経費（千円） マ＋ア	計画額（千円） ケ＋サ
55,009	27,503

【負担者とその負担割合 】

補助プロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	4−1	375,300 円	10.6%	円	%	円	%	3,158,784 円	89.4%	
	4−2	375,300 円	10.6%	円	%	円	%	3,158,784 円	89.4%	
	4−3	375,300 円	10.6%	円	%	円	%	3,158,784 円	89.4%	
	5−1	1,507,400 円	59.4%	円	%	円	%	1,029,695 円	40.6%	
	5−2	1,507,400 円	59.4%	円	%	円	%	1,029,695 円	40.6%	
	5−3	1,507,400 円	59.4%	円	%	円	%	1,029,695 円	40.6%	
	6−1	1,534,000 円	51.9%	円	%	円	%	1,419,658 円	48.1%	
	6−2	1,534,000 円	51.9%	円	%	円	%	1,419,658 円	48.1%	
	6−3	1,534,000 円	51.9%	円	%	円	%	1,419,658 円	48.1%	
	6−4	1,534,000 円	51.9%	円	%	円	%	1,419,658 円	48.1%	
	6−5	1,534,000 円	51.9%	円	%	円	%	1,419,658 円	48.1%	
	6−6	1,526,800 円	62.6%	円	%	円	%	913,385 円	37.4%	
	7−1	1,569,800 円	50.1%	円	%	円	%	1,566,120 円	49.9%	
	7−2	1,569,800 円	50.1%	円	%	円	%	1,566,120 円	49.9%	
	7−3	1,569,800 円	50.1%	円	%	円	%	1,566,120 円	49.9%	
	7−3	1,569,800 円	50.0%	円	%	円	%	1,572,120 円	50.0%	
	8−1	1,594,900 円	49.8%	円	%	円	%	1,606,877 円	50.2%	
	8−2	1,594,900 円	49.8%	円	%	円	%	1,606,877 円	50.2%	
	8−3	1,594,900 円	49.8%	円	%	円	%	1,606,877 円	50.2%	
	8−4	1,594,900 円	49.8%	円	%	円	%	1,606,877 円	50.2%	
合計		21,124,000 円	44.0%	円	%	円	%	26,847,592 円	56.0%	

表7　車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	山交バス株式会社

1. 車両取得の概要

初年度（令和10年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員（人）	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別（現金、割賦、リース）
羽越	1	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	9　.　10	リース
羽越	2	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	9　.　10	リース
羽越	3	山交ビル（漆山・長岡）天童 山交ビル（荒谷）天童	2・12	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	9　.　10	リース
羽越	4	県立中央病院（表蔵王・四谷）高松葉山 山形（表蔵王口）高松葉山 山形（南山形）高松葉山	3・4・5	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	9　.　10	リース

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定率法

申請番号	実費購入予定費（円）＊消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円）	ホと限度額のうち少ない方の額（円）	普通償却限度額	特別償却額（円）	償却限度額（円）	事業者償却額（円）	ヌとルのうち少ない方の額（円）	償却期間（月）	補助対象経費	計画額（千円）	＊残存価格（円）
	車両価格	附属品価格	改造費	合計			（定率法）ヘ× (0.5or0.4)＝ト （定額法）ヘ×0.2＝ト								
	イ	ロ	ハ	イ＋ロ＋ハ＝ニ	ニ−1円=ホ	ヘ		チ	ト＋チ＝ヌ	ル	ヲ	ワ	ヲ×ワ÷12（月）=カ	カ×1/2=ヨ	ヘ−カ=タ
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
計	0			0		0	0		0	0	0		0　千円	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定額法

申請番号	実費購入予定費（円）＊消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円）	ホと限度額のうち少ない方の額（円）	普通償却限度額	特別償却額（円）	償却限度額（円）	事業者償却額（円）	ヌとルのうち少ない方の額（円）	償却期間（月）	補助対象経費	計画額（千円）	＊残存価格（円）
	車両価格	附属品価格	改造費	合計			（定率法）ヘ× (0.5or0.4)＝ト （定額法）ヘ×0.2＝ト								
	イ	ロ	ハ	イ＋ロ＋ハ＝ニ	ニ−1円=ホ	ヘ		チ	ト＋チ＝ヌ	ル	ヲ	ワ	ヲ×ワ÷12（月）=カ	カ×1/2=ヨ	ヘ−カ=タ
1	16,922,867	1,172,133	0	18,095,000	18,094,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	12,000,000
2	16,922,867	1,172,133	0	18,095,000	18,094,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	12,000,000
3	16,922,867	1,172,133	0	18,095,000	18,094,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	12,000,000
4	16,922,867	1,172,133	0	18,095,000	18,094,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	12,000,000
計	67,691,468			72,380,000	72,379,996	60,000,000	12,000,000		12,000,000	18,427,200	12,000,000		12,000　千円	6,000	48,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額（円） ヘの額以内	償還期間（月）	借入利率（％）年利 レ	レと2.5％のうち低い方の率（％） ソ	補助対象経費 ツ	計画額（千円） ツ×1/2=ネ
1	15,000,000	12	1.7650%	1.7650%	241,395　円	120.6
2	15,000,000	12	1.7650%	1.7650%	241,395　円	120.6
3	15,000,001	13	1.7650%	1.7650%	241,395　円	120.6
4	15,000,000	12	1.7650%	1.7650%	241,395　円	120.6
計	60,000,001				965　千円	482

【所要経費】

補助対象経費（千円） カ＋ツ	計画額（千円） ヨ＋ネ
12,965	6,482

【負担者とその負担割合 】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	1,620,600 円	50.2%	円	%	円	%	1,606,995 円	49.8%	
	2	1,620,600 円	50.2%	円	%	円	%	1,606,995 円	49.8%	
	3	1,620,600 円	50.2%	円	%	円	%	1,606,995 円	49.8%	
	4	1,620,600 円	50.2%	円	%	円	%	1,606,995 円	49.8%	
合計		6,482,400 円	50.2%	円	%	円	%	6,427,980 円	49.8%	

2年目以降　令和　10　年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
羽越	6−1	山交ビル～関沢・山交ビル～山寺 山交ビル(県庁)関沢・山交ビル～唐松観音	地域内フィーダー系統 山形市（5）～（8）	地域内フィーダー系統 山形市（5）～（11）
羽越	6−2	県立中央病院（表蔵王・四谷）高松葉山 山形（表蔵王口）高松葉山 山形（南山形）高松葉山	3・4・5	3・4
羽越	6−3	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	6−4	山交ビル（漆山・長岡）天童 山交ビル（荒谷）天童	2・12	2・11
羽越	6−5	山交ビル（漆山・長岡）天童 山交ビル（荒谷）天童	2・12	2・11
羽越	6−6	東根市民バス	地域内フィーダー系統 東根市（1）～（8）	地域内フィーダー系統 東根市（1）～（8）
羽越	7−1	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	7−2	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	7−3	山交ビル（漆山・長岡）天童 山交ビル（荒谷）天童	2・12	2・11
羽越	7−4	県立中央病院（表蔵王・四谷）高松葉山 山形（表蔵王口）高松葉山 山形（南山形）高松葉山	3・4・5	3・4
羽越	8−1	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	8−2	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	8−3	山交ビル（漆山・長岡）天童 山交ビル（荒谷）天童	2・12	2・11
羽越	8−4	県立中央病院（表蔵王・四谷）高松葉山 山形（表蔵王口）高松葉山 山形（南山形）高松葉山	3・4・5	3・4
羽越	9−1	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	9−2	寒河江（松川・左沢）宮宿 山交ビル～寒河江駅前	6・8	5・7
羽越	9−3	山交ビル（漆山・長岡）天童 山交ビル（荒谷）天童	2・12	2・11
羽越	9−4	県立中央病院（表蔵王・四谷）高松葉山 山形（表蔵王口）高松葉山 山形（南山形）高松葉山	3・4・5	3・4

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額（円） 初年度への額＝ナ	残存価額（円） 前年度フ（2年目のみタ）の額＝ラ	普通償却限度額 （定率法） ラ×（0.5or0.4）＝ム （定額法）ナ×0.2＝ム	特別償却額（円） ウ	償却限度額（円） ム＋ウ＝ノ	事業者償却額（円） オ	ノとオのうち少ない方の額（円） ク	償却期間（月） ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12（月）＝マ （最終年度）ク＝マ	計画額（千円） マ×1/2＝ケ	＊残存価格（円） ラ−マ＝フ
				0					円	0.0	0
				0					円	0.0	0
計	0	0	0		0	0			0 千円	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額（円） 初年度への額＝ナ	残存価額（円） 前年度フ（2年目のみタ）の額＝ラ	普通償却限度額 （定率法） ラ×（0.5or0.4）＝ム （定額法）ナ×0.2＝ム	特別償却額（円） ウ	償却限度額（円） ム＋ウ＝ノ	事業者償却額（円） オ	ノとオのうち少ない方の額（円） ク	償却期間（月） ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12（月）＝マ （最終年度）ク＝マ	計画額（千円） マ×1/2＝ケ	＊残存価格（円） ラ−マ＝フ
6−1	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
6−2	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
6−3	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
6−4	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
6−5	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
6−6	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,913,200	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
7−1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
7−2	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
7−3	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
7−4	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,572,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
8−1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
8−2	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
8−3	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
8−4	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
9−1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
9−2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
9−3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
9−4	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,606,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
計	270,000,000	126,000,000	54,000,000	0	54,000,000	81,135,600	54,000,000		54,000千円	27,000	36,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額（円） ナの額以内＝コ	償還期間（月）	今年度償還回数 （自）	今年度償還回数 （至）	借入利率（%）年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率（%） テ	補助対象経費 ア	計画額（千円） ア×1/2＝サ
6−1	15,000,000	12	49	60	1.4360%	1.4360%	24,081 円	12.0
6−2	15,000,000	12	49	60	1.4360%	1.4360%	24,081 円	12.0
6−3	15,000,000	12	49	60	1.4360%	1.4360%	24,081 円	12.0
6−4	15,000,000	12	49	60	1.4360%	1.4360%	24,081 円	12.0
6−5	15,000,000	12	49	60	1.4360%	1.4360%	24,081 円	12.0
6−6	15,000,000	12	49	60	1.1407%	1.1407%	18,999 円	9.4
7−1	15,000,000	12	37	48	1.7931%	1.7931%	85,514 円	42.7
7−2	15,000,000	12	37	48	1.7931%	1.7931%	85,514 円	42.7
7−3	15,000,000	12	37	48	1.7931%	1.7931%	85,514 円	42.7
7−4	15,000,000	12	37	48	1.7931%	1.7931%	85,514 円	42.7
8−1	15,000,000	12	25	36	1.7650%	1.7650%	137,441 円	68.7
8−2	15,000,000	12	25	36	1.7650%	1.7650%	137,441 円	68.7
8−3	15,000,000	12	25	36	1.7650%	1.7650%	137,441 円	68.7
8−4	15,000,000	12	25	36	1.7650%	1.7650%	137,441 円	68.7
9−1	15,000,000	12	13	24	1.7650%	1.7650%	189,877 円	94.9
9−2	15,000,000	12	13	24	1.7650%	1.7650%	189,877 円	94.9
9−3	15,000,000	12	13	24	1.7650%	1.7650%	189,877 円	94.9
9−4	15,000,000	12	13	24	1.7650%	1.7650%	189,877 円	94.9
計	270,000,000						1,790 千円	894

【所要経費】

補助対象経費（千円） マ＋ア	計画額（千円） ケ＋サ
55,790	27,894

【負担者とその負担割合 】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合 都道府県 負担額	都道府県 負担割合	市区町村 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
	6−1	1,512,000 円	51.6%	円	%	円	%	1,419,681 円	48.4%	
	6−2	1,512,000 円	51.6%	円	%	円	%	1,419,681 円	48.4%	
	6−3	1,512,000 円	51.6%	円	%	円	%	1,419,681 円	48.4%	
	6−4	1,512,000 円	51.6%	円	%	円	%	1,419,681 円	48.4%	
	6−5	1,512,000 円	51.6%	円	%	円	%	1,419,681 円	48.4%	
	6−6	1,509,400 円	62.3%	円	%	円	%	913,399 円	37.7%	
	7−1	1,542,700 円	49.6%	円	%	円	%	1,566,114 円	50.4%	
	7−2	1,542,700 円	49.6%	円	%	円	%	1,566,114 円	50.4%	
	7−3	1,542,700 円	49.6%	円	%	円	%	1,566,114 円	50.4%	
	7−4	1,542,700 円	49.5%	円	%	円	%	1,572,114 円	50.5%	
	8−1	1,568,700 円	49.4%	円	%	円	%	1,606,841 円	50.6%	
	8−2	1,568,700 円	49.4%	円	%	円	%	1,606,841 円	50.6%	
	8−3	1,568,700 円	49.4%	円	%	円	%	1,606,841 円	50.6%	
	8−4	1,568,700 円	49.4%	円	%	円	%	1,606,841 円	50.6%	
	9−1	1,594,900 円	49.8%	円	%	円	%	1,606,877 円	50.2%	
	9−2	1,594,900 円	49.8%	円	%	円	%	1,606,877 円	50.2%	
	9−3	1,594,900 円	49.8%	円	%	円	%	1,606,877 円	50.2%	
	9−4	1,594,900 円	49.8%	円	%	円	%	1,606,877 円	50.2%	
合計		27,894,000 円	50.7%	円	%	円	%	27,137,132 円	49.3%	

表7　車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	庄内交通株式会社

1．車両取得の概要

初年度（令和　8　年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員（人）	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別（現金、割賦、リース）
羽越	1	鶴岡(ヤマザワくしびき店)落合	地域内フィーダー系統鶴岡市(8)	ノンステップ型	スロープ	標準	57	8.99	R7　.　11	現金
羽越	2	鶴岡(庄内観光物産館･加茂水族館)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統鶴岡市(6)	ノンステップ型	スロープ	標準	57	8.99	R7　.　11	現金
羽越	3	鶴岡(庄内観光物産館･加茂水族館)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統鶴岡市(6)	ノンステップ型	スロープ	標準	57	8.99	R7　.　11	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定額法

申請番号	実費購入予定費（円）＊消費税を除く 車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ＋ロ＋ハ＝ニ	実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円） ニ−1円=ホ	ホと限度額のうち少ない方の額（円） ヘ	普通償却限度額（円）（定率法）ヘ×0.4＝ト（定額法）ヘ×0.2＝ト	特別償却額（円） チ	償却限度額（円） ト＋チ＝ヌ	事業者償却額（円） ル	ヌとルのうち少ない方の額（円） ヲ	償却期間（月） ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12（月）=カ	計画額（千円） カ×1/2=ヨ	＊残存価格（円） ヘ−カ=タ
1	16,480,508	828,696	0	17,309,204	17,309,203	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	11	2,750,000　円	1,375.0	12,250,000
2	16,480,508	828,696	0	17,309,204	17,309,203	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	11	2,750,000　円	1,375.0	12,250,000
3	16,480,508	828,696	0	17,309,204	17,309,203	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	11	2,750,000　円	1,375.0	12,250,000
計	49,441,524	2,486,088	0	51,927,612	51,927,609	45,000,000	9,000,000	0	9,000,000	12,899,997	9,000,000		8,250　千円	4,125	36,750,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額（円）への額以内	償還期間（月）	借入利率（%）年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率（%） ソ	補助対象経費 ツ	計画額（千円） ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費（千円） カ＋ツ	計画額（千円） ヨ＋ネ
8,250	4,125

【負担者とその負担割合 】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合 都道府県 負担額	都道府県 負担割合	市区町村 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
羽越	1	1,375,000　円	20.5　%	円	%	円	%	3,941,666　円	58.9　%	
羽越	2	1,375,000　円	20.5　%	円	%	円	%	3,941,666　円	58.9　%	
羽越	3	1,375,000　円	20.5　%	円	%	円	%	3,941,666　円	58.9　%	
合計		4,125,000　円	20.5　%	円	%	円	%	11,824,997　円	58.9　%	

2年目以降（令和　8　年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号 当該年度	確保維持費国庫補助金申請番号 初年度
羽越	R6−1	鶴岡ー三川、三川ー酒田、鶴岡(ゆぽか)いでは文化記念	21･22･23	20･21･22
羽越	R7−1	鶴岡(庄内観光物産館･加茂水族館)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統鶴岡市(6)
羽越	R7−2	鶴岡(庄内観光物産館･善宝寺)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統鶴岡市(7)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額（円） 初年度への額＝ナ	残存価額（円） 前年度フ(2年目のみタ)の額＝ラ	普通償却限度額（円）（定率法）ラ×0.4＝ム（定額法）ナ×0.2＝ム	特別償却額（円） ウ	償却限度額（円） ム＋ウ＝ノ	事業者償却額（円） オ	ノとオのうち少ない方の額（円） ク	償却期間（月） ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12（月）=マ（最終年度）ク=マ	計画額（千円） マ×1/2=ケ	＊残存価格（円） ラ−マ=フ
R6−1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,237,960	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	6,000,000
R7−1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,284,120	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	9,000,000
R7−2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,284,120	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	9,000,000
計	45,000,000	33,000,000	9,000,000	0	9,000,000	12,806,200	9,000,000		9,000,000　千円	4,500	24,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額（円） ナの額以内＝コ	償還期間（月）	今年度償還回数（自）	今年度償還回数（至）	借入利率（%）年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率（%） テ	補助対象経費 ア	計画額（千円） ア×1/2=サ
							円	
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費（千円） マ＋ア	計画額（千円） ケ＋サ
9,000	4,500

【負担者とその負担割合 】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合 都道府県 負担額	都道府県 負担割合	市区町村 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
羽越	R6−1	1,500,000　円	20.7　%	円	%	円	%	4,237,960　円	58.6　%	
羽越	R7−1	1,500,000　円	20.6　%	円	%	円	%	4,284,120　円	58.8　%	
羽越	R7−2	1,500,000　円	20.6　%	円	%	円	%	4,284,120　円	58.8　%	
合計		4,500,000　円	20.6　%	円	%	円	%	12,806,200　円	58.7　%	

表7　車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	庄内交通株式会社

1．車両取得の概要

初年度（令和　9　年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員（人）	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別（現金、割賦、リース）
羽越	1	鶴岡−三川、三川−酒田、鶴岡(ゆぽか)いでは文化記念館	21・22・23	ノンステップ型	スロープ	標準	57	8.99	R8　.　11	現金
羽越	2	鶴岡(庄内観光物産館・善宝寺)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統鶴岡市(7)	ノンステップ型	スロープ	標準	57	8.99	R8　.　11	現金
羽越	3	鶴岡(ヤマザワくしびき店)落合	地域内フィーダー系統鶴岡市(8)	ノンステップ型	スロープ	標準	57	8.99	R8　.　11	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定額法

申請番号	実費購入予定費（円）＊消費税を除く 車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ＋ロ＋ハ＝ニ	実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円） ニ−1円=ホ	ホと限度額のうち少ない方の額（円） ヘ	普通償却限度額（円）（定率法）ヘ×0.4=ト（定額法）ヘ×0.2=ト	特別償却額（円） チ	償却限度額（円） ト＋チ＝ヌ	事業者償却額（円） ル	ヌとルのうち少ない方の額（円） ヲ	償却期間（月） ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12（月）=カ	計画額（千円） カ×1/2=ヨ	＊残存価格（円） ヘ−カ=タ
1	16,480,508	828,696	0	17,309,204	17,309,203	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	11	2,750,000　円	1,375.0	12,250,000
2	16,480,508	828,696	0	17,309,204	17,309,203	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	11	2,750,000　円	1,375.0	12,250,000
3	16,480,508	828,696	0	17,309,204	17,309,203	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	11	2,750,000　円	1,375.0	12,250,000
計	49,441,524	2,486,088	0	51,927,612	51,927,609	45,000,000	9,000,000	0	9,000,000	12,899,997	9,000,000		8,250　千円	4,125	36,750,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額（円） への額以内	償還期間（月）	借入利率（%）年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率（%） ソ	補助対象経費 ツ	計画額（千円） ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費（千円） カ＋ツ	計画額（千円） ヨ＋ネ
8,250	4,125

【負担者とその負担割合 】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合 都道府県 負担額	都道府県 負担割合	市区町村 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
羽越	1	1,375,000　円	20.5　%	円	%	円	%	3,941,665　円	58.9　%	
羽越	2	1,375,000　円	20.5　%	円	%	円	%	3,941,665　円	58.9　%	
羽越	3	1,375,000　円	20.5　%	円	%	円	%	3,941,665　円	58.9　%	
合計		4,125,000　円	20.5　%	円	%	円	%	11,824,995　円	58.9　%	

2年目以降（令和　9　年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号 当該年度	初年度
羽越	R6−1	鶴岡ー三川、三川ー酒田、鶴岡(ゆぽか)いでは文化記念	21・22・23	20・21・22
羽越	R7−1	鶴岡(庄内観光物産館・加茂水族館)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統鶴岡市(6)
羽越	R7−2	鶴岡(庄内観光物産館・善宝寺)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統鶴岡市(7)
羽越	R8−1	鶴岡(ヤマザワくしびき店)落合	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統鶴岡市(8)
羽越	R8−2	鶴岡(庄内観光物産館・加茂水族館)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統鶴岡市(6)
羽越	R8−3	鶴岡(庄内観光物産館・加茂水族館)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統鶴岡市(6)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額（円） 初年度への額＝ナ	残存価額（円） 前年度フ（2年目のみタ）の額＝ラ	普通償却限度額（円）（定率法）ラ×0.4＝ム（定額法）ナ×0.2＝ム	特別償却額（円） ウ	償却限度額（円） ム＋ウ＝ノ	事業者償却額（円） オ	ノとオのうち少ない方の額（円） ク	償却期間（月） ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12（月）=マ（最終年度）ク=マ	計画額（千円） マ×1/2=ケ	＊残存価格（円） ラ−マ=フ
R6−1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,237,960	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	3,000,000
R7−1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,284,120	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	6,000,000
R7−2	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,284,120	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	6,000,000
R8−1	15,000,000	12,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	9,250,000
R8−2	15,000,000	12,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	9,250,000
R8−3	15,000,000	12,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	12	3,000,000　円	1,500.0	9,250,000
計	90,000,000	60,750,000	18,000,000	0	18,000,000	25,706,197	18,000,000		18,000,000　千円	9,000	15,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額（円） ナの額以内＝コ	償還期間（月）	今年度償還回数（自）	（至）	借入利率（%）年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率（%） テ	補助対象経費 ア	計画額（千円） ア×1/2=サ
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費（千円） マ＋ア	計画額（千円） ケ＋サ
18,000	9,000

【負担者とその負担割合 】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合 都道府県 負担額	都道府県 負担割合	市区町村 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
羽越	R6−1	1,500,000　円	20.7　%	円	%	円	%	4,237,960　円	58.6　%	
羽越	R7−1	1,500,000　円	20.6　%	円	%	円	%	4,284,120　円	58.8　%	
羽越	R7−2	1,500,000　円	20.6　%	円	%	円	%	4,284,120　円	58.8　%	
羽越	R8−1	1,500,000　円	20.5　%	円	%	円	%	4,299,999　円	58.9　%	
羽越	R8−2	1,500,000　円	20.5　%	円	%	円	%	4,299,999　円	58.9　%	
羽越	R8−3	1,500,000　円	20.5　%	円	%	円	%	4,299,999　円	58.9　%	
合計		9,000,000　円	20.6　%	円	%	円	%	25,706,197　円	58.8　%	

表7　車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	庄内交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度（令和 10 年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員（人）	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別（現金、割賦、リース）
羽越	1	鶴岡−三川、三川−酒田、鶴岡(ゆぽか)いでは文化記念館	21・22・23	ノンステップ型	スロープ	標準	57	8.99	R9 . 11	現金
羽越	2	鶴岡(庄内観光物産館・善宝寺)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統鶴岡市(7)	ノンステップ型	スロープ	標準	57	8.99	R9 . 11	現金
羽越	3	鶴岡(ヤマザワくしびき店)落合	地域内フィーダー系統鶴岡市(8)	ノンステップ型	スロープ	標準	57	8.99	R9 . 11	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定額法

申請番号	実費購入予定費（円）＊消費税を除く 車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ＋ロ＋ハ＝ニ	実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円） ニ−1円=ホ	ホと限度額のうち少ない方の額（円） ヘ	普通償却限度額（円）（定率法）ヘ×0.4=ト（定額法）ヘ×0.2=ト	特別償却額（円） チ	償却限度額（円） ト＋チ＝ヌ	事業者償却額（円） ル	ヌとルのうち少ない方の額（円） ヲ	償却期間（月） ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12（月）=カ	計画額（千円） カ×1/2=ヨ	＊残存価格（円） ヘ−カ=タ
1	16,480,508	828,696	0	17,309,204	17,309,203	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	11	2,750,000 円	1,375.0	12,250,000
2	16,480,508	828,696	0	17,309,204	17,309,203	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	11	2,750,000 円	1,375.0	12,250,000
3	16,480,508	828,696	0	17,309,204	17,309,203	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	11	2,750,000 円	1,375.0	12,250,000
計	49,441,524	2,486,088	0	51,927,612	51,927,609	45,000,000	9,000,000	0	9,000,000	12,899,997	9,000,000		8,250 千円	4,125	36,750,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額（円） への額以内	償還期間（月）	借入利率（%）年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率（%） ソ	補助対象経費 ツ	計画額（千円） ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費（千円） カ＋ツ	計画額（千円） ヨ＋ネ
8,250	4,125

【負担者とその負担割合 】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合 都道府県 負担額	都道府県 負担割合	市区町村 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
羽越	1	1,375,000 円	20.5 %	円	%	円	%	3,941,665 円	58.9 %	
羽越	2	1,375,000 円	20.5 %	円	%	円	%	3,941,665 円	58.9 %	
羽越	3	1,375,000 円	20.5 %	円	%	円	%	3,941,665 円	58.9 %	
合計		4,125,000 円	20.5 %	円	%	円	%	11,824,995 円	58.9 %	

2年目以降（令和 10 年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号 当該年度	確保維持費国庫補助金申請番号 初年度
羽越	R6−1	鶴岡ー三川、三川ー酒田、鶴岡(ゆぽか)いでは文化記念	21・22・23	20・21・22
羽越	R7−1	鶴岡(庄内観光物産館・加茂水族館)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統鶴岡市(6)
羽越	R7−2	鶴岡(庄内観光物産館・善宝寺)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統鶴岡市(7)
羽越	R8−1	鶴岡(ヤマザワくしびき店)落合	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統鶴岡市(8)
羽越	R8−2	鶴岡(庄内観光物産館・加茂水族館)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統鶴岡市(6)
羽越	R8−3	鶴岡(庄内観光物産館・加茂水族館)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統鶴岡市(6)
羽越	R9−1	鶴岡ー三川、三川ー酒田、鶴岡(ゆぽか)いでは文化記念	20・21・22	20・21・22
羽越	R9−2	鶴岡(庄内観光物産館・善宝寺)湯野浜温泉	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統鶴岡市(7)
羽越	R9−3	鶴岡(ヤマザワくしびき店)落合	地域内フィーダー系統	地域内フィーダー系統鶴岡市(8)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額（円） 初年度への額＝ナ	残存価額（円） 前年度ヲ(2年目のみタ)の額＝ラ	普通償却限度額（円）（定率法）ラ×0.4＝ム（定額法）ナ×0.2＝ム	特別償却額（円） ウ	償却限度額（円） ム＋ウ＝ノ	事業者償却額（円） オ	ノとオのうち少ない方の額（円） ク	償却期間（月） ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12（月）=マ（最終年度）ク=マ	計画額（千円） マ×1/2=ケ	＊残存価格（円） ラ−マ=フ
R6−1	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,237,960	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	0
R7−1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,284,120	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	3,000,000
R7−2	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,284,120	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	3,000,000
R8−1	15,000,000	9,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	6,250,000
R8−2	15,000,000	9,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	6,250,000
R8−3	15,000,000	9,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	6,250,000
R9−1	15,000,000	12,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	9,250,000
R9−2	15,000,000	12,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	9,250,000
R9−3	15,000,000	12,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,299,999	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	9,250,000
計	135,000,000	79,500,000	27,000,000	0	27,000,000	38,606,194	27,000,000		27,000,000 千円	13,500	52,500,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額（円） ナの額以内＝コ	償還期間（月）	今年度償還回数（自）	今年度償還回数（至）	借入利率（%）年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率（%） テ	補助対象経費 ア	計画額（千円） ア×1/2=サ
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費（千円） マ＋ア	計画額（千円） ケ＋サ
27,000	13,500

【負担者とその負担割合 】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合 都道府県 負担額	都道府県 負担割合	市区町村 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
羽越	R6−1	1,500,000 円	20.7 %	円	%	円	%	4,237,960 円	58.6 %	
羽越	R7−1	1,500,000 円	20.6 %	円	%	円	%	4,284,120 円	58.8 %	
羽越	R7−2	1,500,000 円	20.6 %	円	%	円	%	4,284,120 円	58.8 %	
羽越	R8−1	1,500,000 円	20.5 %	円	%	円	%	4,299,999 円	58.9 %	
羽越	R8−2	1,500,000 円	20.5 %	円	%	円	%	4,299,999 円	58.9 %	
羽越	R8−3	1,500,000 円	20.5 %	円	%	円	%	4,299,999 円	58.9 %	
羽越	R9−1	1,500,000 円	20.5 %	円	%	円	%	4,299,999 円	58.9 %	
羽越	R9−2	1,500,000 円	20.5 %	円	%	円	%	4,299,999 円	58.9 %	
羽越	R9−3	1,500,000 円	20.5 %	円	%	円	%	4,299,999 円	58.9 %	
合計		13,500,000 円	20.6 %	円	%	円	%	38,606,194 円	58.8 %	

表7　車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	有限会社 はながさバス

1．車両取得の概要

初年度（令和　8　年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員（人）	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別（現金、割賦、リース）
									.	

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定率法

申請番号	実費購入予定費（円）＊消費税を除く 車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ＋ロ＋ハ＝ニ	実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円） ニ−1円=ホ	ホと限度額のうち少ない方の額（円） ヘ	普通償却限度額（定率法）ヘ×0.4=ト（定額法）ヘ×0.2=チ	特別償却額（円） チ	償却限度額（円） ト＋チ＝ヌ	事業者償却額（円） ル	ヌとルのうち少ない方の額（円） ヲ	償却期間（月） ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12（月）=カ	計画額（千円） カ×1/2=ヨ	＊残存価格（円） ヘ−カ=タ
													円		
													円		
計													千円		

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額（円）への額以内 レ	償還期間（月）	借入利率（%）年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率（%） ソ	補助対象経費 ツ	計画額（千円） ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計	0	0	0	0	0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費（千円） カ＋ツ	計画額（千円） ヨ＋ネ

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合 都道府県 負担額	都道府県 負担割合	市区町村 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降（令和　8　年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号 当該年度	初年度
羽越	1	銀山線	17	R7

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額（円） 初年度への額＝ナ	残存価額（円） 前年度ヲ（2年目のみタ）の額＝ラ	普通償却限度額（定率法）ラ×0.4＝ム（定額法）ナ×0.2＝ム	特別償却額（円） ウ	償却限度額（円） ム＋ウ＝ノ	事業者償却額（円） オ	ノとオのうち少ない方の額（円） ク	償却期間（月） ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12（月）=マ（最終年度）ケ=マ	計画額（千円） マ×1/2=ケ	＊残存価格（円） ラ−マ=フ
1	13,000,000	7,800,000	3,120,000	0	3,120,000	5,376,000	3,120,000	12	3,120,000 円	1,560.0	4,680,000
									円		
計	13,000,000	7,800,000	3,120,000	0	3,120,000	5,376,000	3,120,000	12	3,120 千円	1,560	4,680,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額（円） ナの額以内＝コ	償還期間（月）	今年度償還回数（自）	今年度償還回数（至）	借入利率（%）年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率（%） テ	補助対象経費 ア	計画額（千円） ア×1/2=サ
							円	
							円	
計	0						0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費（千円） マ＋ア	計画額（千円） ケ＋サ
3,120	1,560

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合 都道府県 負担額	都道府県 負担割合	市区町村 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
羽越	1	1560000 円	41 %	円	%	円	%	2256000 円	59 %	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		1560000 円	41 %	円	%	円	%	2256000 円	59 %	

表7　車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	有限会社 はながさバス

1．車両取得の概要

初年度（令和　9　年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員（人）	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別（現金、割賦、リース）

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定率法

申請番号	実費購入予定費（円）＊消費税を除く 車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ＋ロ＋ハ＝ニ	実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円） ニ−1円=ホ	ホと限度額のうち少ない方の額（円） ヘ	普通償却限度額 （定率法）ヘ×0.4=ト （定額法）ヘ×0.2=チ	特別償却額（円） チ	償却限度額（円） ト＋チ＝ヌ	事業者償却額（円） ル	ヌとルのうち少ない方の額（円） ヲ	償却期間（月） ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12（月）=カ	計画額（千円） カ×1/2=ヨ	＊残存価格（円） ヘ−カ=タ
													円		
													円		
計													千円		

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額（円） への額以内	償還期間（月）	借入利率（%）年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率（%） ソ	補助対象経費 ツ	計画額（千円） ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計	0	0	0	0	0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費（千円） カ＋ツ	計画額（千円） ヨ＋ネ

【負担者とその負担割合 】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合 都道府県 負担額	都道府県 負担割合	市区町村 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降（令和　9　年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号 当該年度	前年度
羽越	1	銀山線	17	R7

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額（円） 初年度への額＝ナ	残存価額（円） 前年度フ（2年目のみ タ）の額＝ラ	普通償却限度額 （定率法）ラ×0.4＝ム （定額法）ナ×0.2＝ム	特別償却額（円） ウ	償却限度額（円） ム＋ウ＝ノ	事業者償却額（円） オ	ノとオのうち少ない方の額（円） ク	償却期間（月） ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12（月）=マ （最終年度）フ=マ	計画額（千円） マ×1/2=ケ	＊残存価格（円） ラ−マ=フ
1	13,000,000	4,680,000	1,872,000	0	1,872,000	5,376,000	1,872,000	12	1,872,000 円	936,000.0	2,808,000
									円		
計	13,000,000	4,680,000	1,872,000	0	1,872,000	5,376,000	1,872,000	12	1,872 千円	936	2,808,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額（円） ナの額以内＝コ	償還期間（月）	今年度償還回数 （自）	（至）	借入利率（%）年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率（%） テ	補助対象経費 ア	計画額（千円） ア×1/2=サ
							円	
							円	
計	0						0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費（千円） マ＋ア	計画額（千円） ケ＋サ
1,872	936

【負担者とその負担割合 】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合 都道府県 負担額	都道府県 負担割合	市区町村 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
羽越	1	936000 円	21 %	円	%	円	%	3504000 円	79 %	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		936000 円	21 %	円	%	円	%	3504000 円	79 %	

表7　車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	有限会社 はながさバス

1．車両取得の概要

初年度（令和　9　年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員（人）	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別（現金、割賦、リース）

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定率法

申請番号	実費購入予定費（円）＊消費税を除く 車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ＋ロ＋ハ＝ニ	実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円） ニ−1円＝ホ	ホと限度額のうち少ない方の額（円） ヘ	普通償却限度額（定率法）ヘ×0.4＝ト（定額法）ヘ×0.2＝ト	特別償却額（円） チ	償却限度額（円） ト＋チ＝ヌ	事業者償却額（円） ル	ヌとルのうち少ない方の額（円） ヲ	償却期間（月） ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12（月）＝カ	計画額（千円） カ×1/2＝ヨ	＊残存価格（円） ヘ−カ＝タ
													円		
													円		
計													千円		

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額（円）への額以内	償還期間（月）	借入利率（%）年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率（%） ソ	補助対象経費 ツ	計画額（千円） ツ×1/2＝ネ
					円	
					円	
計	0	0	0	0	0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費（千円） カ＋ツ	計画額（千円） ヨ＋ネ

【負担者とその負担割合 】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合 都道府県 負担額	負担割合	市区町村 負担額	負担割合	その他の者 負担額	負担割合	事業者自己負担 負担額	負担割合	「その他の者」の具体的概要
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降（令和　10　年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号 当該年度	初年度
羽越	1	銀山線	17	R7

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額（円） 初年度への額＝ナ	残存価額（円） 前年度ラ（2年目のみタ）の額＝ラ	普通償却限度額（定率法）ラ×0.4＝ム（定額法）ナ×0.2＝ム	特別償却額（円） ウ	償却限度額（円） ム＋ウ＝ノ	事業者償却額（円） オ	ノとオのうち少ない方の額（円） ク	償却期間（月） ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12（月）＝マ（最終年度）ク＝マ	計画額（千円） マ×1/2＝ケ	＊残存価格（円） ラ−マ＝フ
1	13,000,000	2,808,000	1,123,200	0	1,123,200	1,829,736	1,123,200	12	1,123,200 円	561,600.0	1,684,800
									円		
計	13,000,000	2,808,000	1,123,200	0	1,123,200	1,829,736	1,123,200	12	1,123 千円	561	1,684,800

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額（円） ナの額以内＝コ	償還期間（月）	今年度償還回数（自）	（至）	借入利率（%）年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率（%） テ	補助対象経費 ア	計画額（千円） ア×1/2＝サ
							円	
							円	
計	0						0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費（千円） マ＋ア	計画額（千円） ケ＋サ
1,123	561

【負担者とその負担割合 】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合 都道府県 負担額	負担割合	市区町村 負担額	負担割合	その他の者 負担額	負担割合	事業者自己負担 負担額	負担割合	「その他の者」の具体的概要
羽越	1	561,000 円	32.3 %	円	%	円	%	1,177,560 円	68 %	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		561,000 円	32.3 %	円	%	円	%	1,177,560 円	68 %	

別添資料　幹線系統バスの生産性向上に係る取組み一覧

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み							当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見
			取組みの種類		取組番号	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値	目標数値の算出根拠	
(1)	山形市役所 （六角・荒砥）長井	山交バス㈱	A-1	貨客混載					朝晩は山形方面への通学、通勤客で満員のため、車両の改造が困難	増収率2%増	令和6年度実績32,391千円 × 2% ＝ 647千円	・山形市と長井市を最短で結ぶ、通院、通学のための唯一の移動手段である。 ・朝夕はほぼ満席であり、代替輸送手段への転換は困難である。 （山形市） 長井市、白鷹町方面から山形市に通勤、通学するための唯一の移動手段であるため必要性は高く路線の維持を希望する。 （上山市） 高齢化が進む中、本市の山間部の方にとって、重要な公共交通であるため、必要である。 （長井市） 山形市と長井市を最短で結ぶ、通院、通学のための唯一の移動手段であり、路線の維持を希望する。 （南陽市） 市内北部地域から山形市内高校への通学のための唯一の移動手段であり維持が必要。地理的条件により他の公共交通への転換が困難。 （白鷹町） 当路線は、主に白鷹町から山形市内の高校へ通学する学生が多数利用している重要な生活路線である（一週間で延べ約100名が利用（平成28年10月時点））。 また、白鷹町から同市内へ鉄路を利用した場合、移動時間は約1時間半と、当路線の約2倍の時間を要することからも、町民生活の利便性確保のため、当路線の維持を希望するもの。
			A-2	路線再編	①	・フラワー長井線の荒砥駅・長井駅及び市民バスとの接続を改善	山交バス 長井市 白鷹町 （山形鉄道）	平成29年10月より関係者調整 平成30年4月にダイヤ改正				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	②	・長井市・白鷹町の観光資源を有効活用し、路線バス・フラワー長井線・観光地の企画乗車券を販売 ・地域連携DMOとの連携による旅行商品の造成	山交バス 長井市 白鷹町 （山形鉄道）	平成29年10月より検討開始 平成31年度中の販売開始に向け検討 令和2年9月より販売開始				
					③	・長井⇔山形の往復乗車券のほかに新たに白鷹⇔山形の往復乗車券の設定を検討	山交バス 白鷹町	平成29年10月より検討開始 平成31年度中の販売開始に向け検討 令和2年4月1日から長井線往復と山形鉄道片道・道の駅ながいの食事セット券を販売予定 令和2年9月より販売開始				
			D	その他 利用促進	④	・沿線市町と連携し、体験乗車会や小学校において公共交通に関する学習を実施し、利用促進を図る ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備（令和4年5月14日導入） ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ・長井市郊外から中心街行きを利用の方に対して運賃の一部補助を実施（長井市） ・朝の混雑緩和、乗車率向上のためダイヤの見直しを実施	山交バス 上山市 山形市	平成29年10月より順次実施 令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始 令和4年4月25日～7月1日 令和5年2月6日～3月31日 令和6・7年4月にダイヤ改正				
						・長井駅を経由する経路へ変更 ・運賃の見直しを検討	山交バス	令和3年10月より実施予定				
					⑤	・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山交バス	令和6年4月1日より実施				
(2)	山交ビル（荒谷・石倉） 天童	山交バス㈱	A-1	貨客混載					朝晩は山形方面への通学、通勤客で満員のため、車両の改造が困難	増収率2%増	令和6年度実績33,105千円 × 2% ＝ 662千円	（山形市） 山形市と天童市を結ぶ重要な路線であるとともに、経由地となっている山形市北部の楯山地区にとっては、（3）と共に重要な路線であることから路線の維持を希望する。 （天童市） 津山・千布・荒谷地域と山形市内を結ぶ交通手段として、欠かせない路線である
			A-2	路線再編	①	・効率運行の為、利用者の少ないバス停廃止や経路変更を図った。 ・千布地区に「千布」バス停を新設 ・山形県リハビリセンターに通う利用者のためバス停の移設を検討。	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より乗降調査 平成29年12月より関係者調整 平成30年10月にダイヤ改正 令和2年4月にダイヤ改正 令和5年4月に経路変更 令和5年10月にバス停新設 令和7年6月中に移設を予定				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない。			
			A-4	観光利用促進					沿線に観光資源が乏しく、効果が期待できない。			
			D	その他 利用促進	②	・朝・夕の定期券利用者が多い事から、更なる定期券利用者の増加をはかるPRを実施 ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備 （令和4年5月14日導入） ・沿線施設へのICカード周知および利用促進活動 （天童市千布地区で乗り方教室を実施） ・沿線の店舗、医者等の施設に路線別時刻表を配布した。	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より実施 令和2年4月1日より運用開始決定 令和5年8月 令和7年4月にダイヤ改正				
					③	・乗車率の低い天童市内の利用促進を図るため、バス停周辺の利用促進PRを実施	山交バス 天童市	平成29年10月より実施				
					④	・運転免許証返納者への新たな支援策として、回数券購入利用券を交付	天童市	平成29年10月より検討開始 平成30年4月より実施				
					⑤	・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山交バス	令和6年4月1日より実施				

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み							当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見
			取組みの種類		取組番号	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値	目標数値の算出根拠	
(3)	県立中央病院 (表蔵王 ・四ツ谷)高松葉山	山交バス㈱	A-1	貨客混載					路線再編を検討のため	増収率2%増	令和6年度実績8,525千円 × 2% = 170千円	(山形市) 山形市を南北に縦断し、上山市と県立中央病院を結ぶ路線であるため、路線の維持を望む。ただし、山形市と上山市を結ぶ路線が複数存在していることから、効率的な運行を目指し、路線の再編を検討する必要はあると考える。 (上山市) 山形大学医学部付属病院、山形県立中央病院、山形市総合スポーツセンター等主要施設への重要な路線であり、朝夕は、小学生が利用しているため、必要である。(半郷住宅から上山市内小学校への利用もあり)
			A-2	路線再編	①	・山形⇔上山を結ぶ系統が10系統存在するため、統廃合などにより効率運行を図る ・県立中央病院とダイヤの更なる適正化を協議する	山交バス 山形市 上山市	平成29年10月に統廃合に向けた検討を開始 平成29年10月に病院側と協議 令和5年4月より系統の統廃合を実施 (8系統へ)				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用 促進					路線再編を検討のため			
			D	その他 利用促進	②	・スポーツセンターの利用者に対して、バス利用の促進をPR ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ・病院への乗車率向上のため、朝の便についてダイヤの見直しを実施	山交バス 山形市	平成29年10月より実施 令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始 令和7年4月				
					③	・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山交バス	令和6年4月1日より実施				
(4)	山形市役所 (表蔵王口) 高松葉山	山交バス㈱	A-1	貨客混載					山形市街地に入ってから利用者が増加するため、車両の改造が困難	増収率2%増	令和6年度実績33,908千円 × 2% = 678千円	(山形市) 鉄道空白地帯と山形市中心市街地を結ぶ路線であるため、路線の維持を望む。 ただし、山形市と上山市を結ぶ路線が複数存在していることから、効率的な運行を目指し、路線の再編を検討する必要はあると考える。 (上山市) 山形大学医学部附属病院、みゆき会病院、 上山市役所等主要施設への重要な路線であり、 朝夕は、半郷地区や金瓶地区から上山小学校へ通学する児童が利用しているため 維持する必要がある。
			A-2	路線再編	①	・山形⇔上山を結ぶ系統が10系統存在するため、統廃合などにより効率運行を図った	山交バス	・令和5年4月より系統の統廃合を実施 (8系統へ)				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用 促進	②	・沿線の観光施設(道の駅やまがた蔵王、ぐっと山形、上山城、茂吉記念館等)への時刻表配布						
			D	その他 利用促進	③	・利用拡大のための住民説明会や乗り方教室を実施 ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図った ・交通系ICカード導入 ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ・乗車率向上のため便数を増やして運行	山交バス 山形市 上山市	平成29年10月以降より順次実施 令和2年4月1日より実施 令和4年5月14日より実施 令和7年4月にダイヤ改正				
					④	・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山交バス	令和6年4月1日より実施				
(5)	山形(若葉町・南山形) 高松葉山	山交バス㈱	A-1	貨客混載					山形市街地に入ってから利用者が増加するため、車両の改造が困難	増収率2%増	令和6年度実績44,036千円 × 2% = 880千円	・商業施設の多い南山形を経由して上山市と山形市を結ぶ唯一の路線であり、抜本的な見直しが困難。 (山形市) 商業施設の多い南山形を経由して上山市と山形市を結ぶ唯一の路線であるため路線の維持を望む。 (上山市) 山形駅前への唯一の路線であるため路線の維持が必要
			A-2	路線再編	①	・乗降調査を継続的に行い、便数の適正化等により乗車効率の増加を目指す ・渋滞緩和のため山形駅東口経由から山形駅西口経由へ経路変更、双葉町バス停の新設	山交バス	平成29年10月以降より順次実施 平成30年4月にダイヤ改正 令和2年4月にダイヤ改正 令和4年3月にダイヤ改正・経路変更				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用 促進	②	・沿線の黒沢温泉施設との接続の利便性をPR、路線バスを利用した日帰り入浴の商品企画を検討する	山交バス	平成29年10月より検討開始 平成30年10月より沿線の観光施設と連携し路線バス利用者限定の特典企画商品を作成。				
			D	その他 利用促進	③	・利用拡大のための住民説明会や乗り方教室を実施 ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ・乗車率向上のため土日祝ダイヤの見直しを実施	山交バス 山形市 上山市	平成29年10月以降より順次実施 令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始 令和7年4月ダイヤ改正				
					④	・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山交バス	令和6年4月1日より実施				

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み							当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見
			取組みの種類		取組番号	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値	目標数値の算出根拠	
(6)	寒河江駅前 （松川・左沢）宮宿	山交バス㈱	A-1	貨客混載					運送事業者からの特段の要請があれば検討	増収率2%増	令和6年度実績7,232千円 × 2% ＝ 144千円	・西村山地区の寒河江市と朝日町を結ぶ唯一の公共交通手段であり、通学、通院等に必要な路線である。 （寒河江市） 寒河江市と朝日町を結ぶ唯一の公共交通機関であり、通学、通院等に必要な路線であることから路線の維持を希望する。 （朝日町） ・他市町と朝日町を結ぶ唯一の公共交通手段であり、JRへの乗り継ぎの路線にもなっている。朝日町にとっては通学や通院等に必要な路線である。 （大江町） ・通学、通院に非常に重要な路線であるため、路線の維持が必要不可欠である。運転免許証返納者支援事業などの町独自の取り組みにより支援を行っていきたい。
			A-2	路線再編		・令和6年度にリニューアルオープン予定の「道の駅おおえ」の近辺にバス停の新設または移設を検討中	山交バス 寒河江市 大江町 朝日町	令和6年10月実施（バス停の移設）	需要調査実施結果に基づきダイヤ改正の見直しを実施済			
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用 促進	①	・朝日町ワイン城が沿線にあることから、路線バスで行けるチラシを作成しPR活動を行う （西村山地域の公共交通マップを作成）	山交バス 寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	平成29年10月より順次実施 令和2年3月作成予定				
			D	その他 利用促進	②	・左沢駅や寒河江駅のJRや市民バスとの乗り継ぎを重視したダイヤへ改善 （西村山地域の公共交通の見える化のためマップを作成し検討）	山交バス 寒河江市 大江町 朝日町	平成29年9月実証実験、検証開始 平成30年4月にダイヤ改正 令和2年4月に左沢線への乗降を考慮したダイヤ改正を実施				
					③	・定期券利用者の2/3補助を実施	朝日町	平成29年4月より実施済み				
					④	・大江町公共交通機関利用促進協議会「学べる子どもツアー事業」の実施	大江町	平成30年12月2日開催 令和2年3月実施予定				
					⑤	・西村山地域の病院に通院する高齢者を対象とする「通院に係る交通手段実態調査」の実施	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年2月実施				
					⑥	・利便性向上のため運賃見直しを検討	山交バス	令和2年より検討開始 令和2年10月からゾーン制運賃導入				
					⑦	・交通系ICカード導入に向けた準備 （令和4年5月14日導入） ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ・沿線の市町村（大江町・朝日町）で乗り方教室を実施	山交バス	令和4年5月14日より運用開始 令和5年11月実施				
					⑧	・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山交バス	令和6年4月1日より実施				
(7)	寒河江駅前～谷地	山交バス㈱	A-1	貨客混載					運送事業者からの特段の要請があれば検討	増収率2%増	令和6年度実績9,208千円 × 2% ＝ 184千円	・寒河江山形間は通勤、通学利用が多いJR左沢線を補完する重要な路線であり、抜本的な見直しが困難 ・河北町と寒河江間の分断検討にあたっては、接続の円滑化に配慮する必要がある。 （山形市） 山形寒河江間の通勤、通学利用は多く、JR左沢線を補完する重要な路線となっているため路線の維持を望む。 （寒河江市） 寒河江山形間は通勤、通学利用が多いJR左沢線を補完する重要な路線であることから路線の維持を希望する。また、寒河江河北間は、両市町を結ぶ唯一の公共交通機関であり、通学、通院等に必要な路線であることから路線の維持を希望する。 （河北町） 河北町には駅がないために山形方面への通勤通学には寒河江駅及び山形方面への山交バスを利用するケースが多いです。利用者の不便にならないように山交バス運行の配慮が必要である。
			A-2	路線再編		終点をひなの湯・産直センター前から河北病院まで延伸	山交バス	令和4年1月にダイヤ改正・経路変更	需要調査実施結果に基づき路線分断再編及びダイヤ改正の見直しを実施済（R1.10）			
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用 促進		西村山地域の公共交通マップを作成	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年3月作成予定				
			D	その他 利用促進	①	・西村山地域で運行されている交通機関（バス・JR）の運行路線や運行ダイヤ等を一覧できる公共交通マップの作成 （西村山地域の公共交通マップを作成）	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年3月作成予定				
				その他 利用促進	②	・西村山地域の病院に通院する高齢者を対象とする「通院に係る交通手段実態調査」の実施 ・沿線の市町村（寒河江市・河北町）で乗り方教室を実施 ・JR左沢線の寒河江駅発着時間と接続するダイヤに見直しを実施 ・沿線である谷地高校の年間行事を把握し運行	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県 山交バス	令和2年2月実施 令和5年9月・10月実施 令和7年4月ダイヤ改正				
				その他 利用促進	③	・交通系ICカード導入に向けた準備（令和4年5月14日導入） ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス	令和4年5月14日より運用開始				
				その他 利用促進	④	・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山交バス	令和6年4月1日より実施				

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み							当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見
			取組みの種類		取組番号	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値	目標数値の算出根拠	
(8)	山交ビル ～寒河江駅前	山交バス㈱	A-1	貨客混載					・運送事業者からの特段の要請があれば検討	増収率2%増	令和6年度実績33,924千円 × 2% = 678千円	・通勤、通学利用が多いJR左沢線を補完する重要な路線であり、抜本的な見直しが困難 （山形市） 山形寒河江間の通勤、通学利用は多く、JR左沢線を補完する重要な路線となっているため路線の維持を望む。 （寒河江市） 通勤、通学利用が多いJR左沢線を補完する重要な路線であることから路線の維持を希望する。 （中山町） 山形市街地及び寒河江市内と中山町を結ぶバス路線としては唯一であり、必要な路線であるが、ニーズに合わせた便数や経路については検討の余地がある。
			A-2	路線再編	①	・JR左沢線寒河江駅の接続を考慮しながら、運行の効率化のため、便数や運行時間の見直しを検討	山交バス 寒河江市	平成29年10月より検討開始 平成30年4月ダイヤ改正				
					②	・病院、ショッピング施設を通過するような経路変更を検討。実証実験を行い、新たな顧客の取り込みを検討	山交バス 中山町	平成29年10月より検討開始 平成30年4月実証実験 平成30年10月経路変更				
					③	・荒町南線の路線再編と伴に運行回数およびダイヤを検討	山交バス	令和元年10月より実施				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用 促進		西村山地域の公共交通マップを作成	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年3月作成予定				
			D	その他 利用促進	④	・西村山地域で運行されている交通機関（バス・JR）の運行路線や運行ダイヤ等を一覧できる公共交通マップの作成 （西村山地域の公共交通マップを作成）	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年3月作成予定				
				その他 利用促進	⑤	・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備（令和4年5月14日導入） ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ・沿線の市町村（寒河江市・河北町）で 乗り方教室を実施	山交バス	令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始 令和5年10月実施				
				その他 利用促進	⑥	・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山交バス	令和6年4月1日より実施				
(9)	天童～寒河江	山交バス㈱	A-1	貨客混載					通学、通勤客で満員のため、車両の改造が困難		増収効果に主に寄与するのは料金体系の見直し	・天童・寒河江間はJRがなく、重要な移動手段。 （天童市） ・通勤・通学等に欠かせない路線である。利用客の中には、停留所のある天童駅や寒河江駅、寒河江市立病院から乗り継ぎをしている人もおり、路線の維持を希望するもの。 （寒河江市） 通勤・通学に欠かせない路線である。寒河江駅などから天童市内の医療機関や商業施設等へ乗り継ぎをしている人もおり、市民生活に必要な路線であることから、路線の維持を希望するもの。
			A-2	路線再編		・利便性向上のため路線延長（旧：ららパーク⇔寒河江駅前、新：天童南駅⇔寒河江市立病院）	山交バス 天童市 寒河江市	令和3年4月より実施				
						・料金体系の見直しにより収益性改善	山交バス 天童市 寒河江市	令和3年4月より実施				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用 促進		・西村山地域の公共交通マップに掲載	寒河江市、河北町 西川町、朝日町 大江町、山形県	令和3年4月作成				
			D	その他 利用促進		・運転免許証返納者への支援策として、回数券の選択可能 ・バスナビシステムの導入 ・天童市バスブックを作成・全戸配布 ・アンケート調査（天童・寒河江間の高校通学者） ・バスの乗り方教室（干布公民館シルバーカレッジ） ・交通系ICカード導入に向けた準備	天童市 寒河江市	・令和3年4月より実施 ・令和3年12月より実施 ・令和4年5月発行 ・令和5年8月実施 ・令和5年8月実施 ・令和8年4月からの運用開始を目指す				

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み							当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見
			取組みの種類		取組番号	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値	目標数値の算出根拠	
(10)	天童（東根市役所） 北町	山交バス㈱	A-1	貨客混載					・運送事業者からの特段の要請があれば検討	増収率2%増	令和6年度実績8,861千円 × 2% ＝ 177千円	・通勤、通学利用が多いJR奥羽本線を補完する重要な路線であり、抜本的な見直しが困難であるが、定時制の確保の対策について検討が必要 （山形市） 通勤、通学利用が多いJR奥羽本線を補完する重要な路線であり、路線の維持を望む （村山市） ・通勤、通学利用が多いJR奥羽本線を補完する重要な路線である。通学や交通弱者対策としても必要な路線として現状維持が望ましい。 （天童市） 天童市内と東根市方面を結ぶ交通手段として欠かせない路線である。 （東根市） 通勤・通学・通院利用者にとって重要な路線であるため、維持を希望する。
			A-2	路線再編	①	・延長が長く、頻繁に運行遅延が発生しており、乗降調査を継続的に行い、乗換えを前提に山形⇔天童、天童⇔北町（村山）へ分断を検討	山交バス 山形市 天童市 東根市 村山市	平成29年10月より乗降調査 平成30年4月より関係者調整 平成30年10月1日再編完了				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進		沿線の観光施設と連携し路線バス利用者限定の特典企画商品を作成。		平成29年10月より実施				
			D	その他 利用促進	②	・運転免許証返納者への新たな支援策として、回数券購入利用券を交付 ・沿線上の村山産業高校・村山特別支援学校などとダイヤや便数の協議実施 ・交通系ICカード導入に向けた準備 （令和4年5月14日導入） ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ・村山産業高校に通う生徒の為、冬期間村山駅～北町まで増発運行を実施。また、当区間において学校、村山市より定期券補助あり。	山交バス 天童市 村山市	平成30年4月より実施 令和元年10月実施 令和2年4月ダイヤ改正 令和4年5月14日より運用開始 令和5年1月より実施				
					③	・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山交バス	令和6年4月1日より実施				
(11)	山交ビル （県立中央病院・高�future）天童温泉	山交バス㈱	A-1	貨客混載					路線再編を検討のため	増収率2%増	令和6年度実績6,217千円 × 2% ＝ 124千円	・運転免許センター、県立中央病院へのアクセス手段が必要なため、別途代替の系統を検討。 （山形市） 運転免許センターへの移動手段を確保する必要があることから、乗降調査の結果などを踏まえて、路線の見直しを適切に行う必要がある。 （天童市） 便数の多い（9）、（11）で、運転免許センター、県立中央病院等の主要施設へのアクセスを確保できれば再編もやむを得ない。
			A-2	路線再編	①	・輸送量（3便/日）が少ないことから、乗降調査を継続的に行い、廃止を検討してきたが、運転免許センター・県立病院の特定のニーズのある路線（輸送量はぎりぎりの路線）のため、維持する方向で調整中 ・沿線自治体に今後の路線の在り方について相談	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より乗降調査 平成30年1月より関係者調整 令和2年4月ダイヤ改正 令和6年6月～				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進		沿線の観光施設と連携し路線バス利用者限定の特典企画商品を作成。		平成29年10月より実施				
			D	その他 利用促進	②	・バス事業者、市町村が連携し、天童市内・山形市内でのバス停周辺への住宅街においてバス利用促進のPRを実施 ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備（令和4年5月14日導入） ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より実施 令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始				
					③	・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山交バス	令和6年4月1日より実施				
(12)	山交ビル（漆山・長岡）天童温泉	山交バス㈱	A-1	貨客混載					・運送事業者からの特段の要請があれば検討	増収率2%増	令和6年度実績37,615千円 × 2% ＝ 752千円	・通勤、通学利用が多いJR奥羽本線を補完する重要な路線であり、抜本的な見直しが困難 （山形市） バス事業者と連携し、バス停周辺への住宅街においてバス利用促進のPRを実施し、生産性向上に向け取り組む。 （天童市） 天童市内の市街地を通り山形市内を結ぶ重要な路線である。
			A-2	路線再編	①	路線の廃止検討に合わせて、便数の適正化等を図る	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より乗降調査 平成30年4月検討開始 令和5年4月より系統の統廃合実施 （漆山系統・長岡系統）				
					②	・乗降調査を継続的に行い、便数の適正化等により乗車効率の増加を目指す。	山交バス	平成29年10月より乗降調査 平成30年4月にダイヤ改正				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	③	・「東芳賀」バス停より徒歩15分にNDスタジアムがあるので、チラシを作成しPR活動を行う。	山交バス	平成29年10月より順次実施				
			D	その他 利用促進	④	・バス事業者、市町村が連携し、天童市内・山形市内でのバス停周辺への住宅街においてバス利用促進のPRを実施 ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備（令和4年5月14日導入） ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より実施 令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始				
			D	その他 利用促進	⑤	・運転免許証返納者への新たな支援策として、回数券購入利用券を交付	天童市	平成30年4月より実施				
					⑥	・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山交バス	令和6年4月1日より実施				

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み							当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見
			取組みの種類		取組番号	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値	目標数値の算出根拠	
(13)	上山～仙台	山交バス 宮城交通	A-1	貨客混載	①	・佐川急便株式会社と仙台を結ぶ全ての路線で貨客混載が出来ないか現在協議中 ・運送事業者と協議し導入したい	山交バス佐川急便 宮城交通			【山交バス】 増収率2%増 【宮城交通】 年間収入1,535千円増	【山交バス】 令和6年度実績37,737千円 × 2% = 754千円 【宮城交通】 （2,670便×0.5名）×単価1,150円＝1,535千円	山形県側からは上山市内からの仙台への通勤通学が多く宮城県側からは東北芸術工科大学への通学が多い。平日は芸術工科大学の授業時間に合わせてダイヤを設定し、土日祝は沿線の観光施設であるリナワールドとの企画乗車券を販売することにより、利用促進を図る。
			A-2	路線再編		・東北芸術工科大学とダイヤについて打ち合わせの実施 ・令和5年12月3日オープンした「道の駅やまがた蔵王」を経由するよう経路変更を実施	山交バス 宮城交通	令和4年3月ダイヤ改正 令和5年12月3日経路変更実施	~~需要調査実施結果に基づきダイヤ改正の見直しを実施済R3.4.1~~			
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	②	高速バスとリナワールド入場券をセットにした企画乗車券を販売する。	山交バス宮城交通	令和4年4月2日実施済				
			D	その他 利用促進	③	・交通系ICカード導入に向けた準備（令和4年5月14日導入） ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ・東北芸術工科大学内にて回数券の販売開始	山交バス	令和4年5月14日より運用開始 令和4年6月より実施				
					④	・交通系ICカード導入・山形大学病院近くに停留所を新設する。 ・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施 ・適正価格の見直しにより運賃改定を実施	宮城交通 山交バス	平成27年12月導入済令和3年10月1日実施済 令和4年10月より実施 令和7年4月1日より実施				
(14)	米沢～仙台	山交バス JRバス	A-1	貨客混載						増収率2%増	【山交バス】 令和6年度実績53,660千円 × 2% = 1,073千円 【ジェイアールバス東北】 令和5年度実績46,237千円 × 2% = 925千円	山形県側からは冬季間の降雪による奥羽本線の運休の代替手段としても利用されている。宮城県側からは山形大学工学部への通学でも利用されている。 並行する奥羽本線より価格が安価で速達性があるため、米沢～仙台間の主要な交通手段として利用されている。
			A-2	路線再編	①	・需要調査実施結果に基づきダイヤ改正を実施（経路変更・時刻変更） ・「上杉神社前」バス停を上杉城史苑内へ移設し、一般路線バス、高速バス、米沢市民バスの乗り場を一か所に集約することで利便性の向上を図った。 ・利用者拡大を目指し東北楽天ゴールデンイーグルスの試合およびイベントの有無に関わらず「宮城球場前」まで運行する便を増やした。	山交バスJRバス東北	経路変更：令和3年4月1日実施（起終点を変更） 時刻変更：令和4年4月1日実施 バス停移設：令和6年4月1日実施 令和6年10月1日より実施				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	②	白布温泉・小野川温泉と連携し仙台圏からの利用者増に向けて宿泊パックを作成し販売する。	山交バスJRバス東北	実施時期未定	Gotoトラベルキャンペーンに合わせ発売する予定だったが、キャンペーンの再開が見込めないため。			
					③	・東北DCを見据えたTOHOKUMaasにおいて乗車券の発売を実施	JR東日本 山交バス JRバス東北	令和3年4月より実施				
			D	その他 利用促進	④	・交通系ICカード導入に向けた準備（令和4年5月14日導入） ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス	令和4年5月14日より運用開始				
					⑤	・道の駅米沢において、パークアンドバスライドを実施し、お客さまの利便向上を図った ・車内に無料Wifi設置	山交バス JRバス東北	平成30年4月20日より実施				
					⑥	・運行経路を国道13号線から東北中央自動車道経由とし、速達性、定時性の向上を図った。 ・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山交バス JRバス東北	平成29年11月4日より実施 令和4年10月より実施				
(15)	新庄～仙台	山交バス	A-1	貨客混載						増収率2%増	令和6年度実績168,226千円 × 2% = 3,364千円	最上地方からは仙台まではバスが最短であり冬季間も運休することが非常に少ない。また、舟形・尾花沢・村山・東根と多くを経由することで利便増進を図っている。また、河北町、寒河江市、天童市などのバス停と隣接する市町村からの定期券利用者も多い。
			A-2	路線再編	①	・利用者の利便性向上を図り、新庄駅西口より東口へ乗降場所を変更 ・令和11年度に東根市にオープン予定の道の駅への乗り入れについて東根市と協議検討	新庄市	令和5年10月より実施 令和7年度中に乗り入れの可否を決定				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	②	東根温泉と連携し仙台圏からの利用者増に向けて日帰りパックを作成し販売する。	山交バス					
			D	その他 利用促進	③	・交通系ICカード導入に向けた準備（令和4年5月14日導入） ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山交バス	令和4年5月14日より運用開始 令和4年10月より実施				

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み							当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見
			取組みの種類		取組番号	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値	目標数値の算出根拠	
(16)	県立病院～金山	山交バス㈱	A-1	貨客混載					・運送事業者からの特段の要請があれば検討	増収率2%増	令和6年度実績17,425千円 × 2% = 348千円	・新庄・金山間はJRがなく、路線バスが地域の中核である新庄市までの通院、通学のための唯一の移動手段であり、抜本的な見直しが困難。 （新庄市） 新庄市内にある児童養護施設「双葉荘」や横根山など周辺の行政区に居住する児童が通学する際の手段であり、現在の乗客者の過半数が当該施設の児童である。児童の交通手段確保の観点から、当該路線の維持を希望する。 （平成29年度より地域公共交通網形成計画の策定に着手） （金山町） ・新庄・金山間を結ぶ公共交通機関は山交バス唯一であり、通院及び学生の移動手段として重宝しています。 ・これまでは、家族、親類、近所の方のサポートにより買い物等に課題を抱える高齢者が少なかったと思われますが、今後は、サポートしていた方々も高齢になってしまい、バス路線を維持することで移動手段を確保できる方が増えると考えられますので、路線維持は必須であると考えています。
			A-2	路線再編		・令和5年の県立病院移転に伴う経路変更（路線再編）を病院・自治体等と協議検討 ・令和6年度に新庄市内にオープンする道の駅への乗り入れについて新庄市と協議検討	山交バス 新庄市 金山町	令和5年10月に実施 令和6年秋実施予定				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	①	・新庄駅を拠点とした乗り換えに関して、わかりやすい案内表示や路線マップを作成	山交バス 新庄市 金山町	平成29年10月より検討開始				
					②	・温泉街などの観光地を対象とした最上地域共通の乗車券を作成し、広域での販売を検討	山交バス 新庄市 金山町	平成29年10月より検討開始				
			D	その他 利用促進	③	・沿線の町内会へ説明会や乗り方教室を実施 新庄市内の3町内会において乗り方教室を実施	山交バス 新庄市 金山町	平成29年10月より検討開始 平成30年12月、平成31年1月実施				
						・北辰小学校の廃校により新しく明倫学園に通う生徒を対象に金山線利用のための定期券の案内と乗り方教室を実施	山交バス	令和3年3月実施				
					④	・「もがみ1日乗車券」や路線限定した格安の乗車券の販売を目指す	山交バス 新庄市 金山町	平成29年10月より検討開始				
					⑤	・運賃値下げの検討 ・金山町報、新庄市報を利用した町民市民に対する周知徹底などのPR活動	山交バス 新庄市 金山町	平成31年4月より実施検討 平成31年4月1日ゾーン運賃制度開始 平成31年3月号に掲載				
					⑥	・交通系ICカード導入に向けた準備（令和4年5月14日導入） ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス	令和4年5月14日より運用開始				
					⑦	・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山交バス	令和6年4月1日より実施				
					⑧	金山町が実施する高齢者運転免許証自主返納事業において、これまで町営バスとデマンドハイヤーにしか利用できなかった回数券を当路線でも利用できるよう変更	金山町 山交バス	令和6年4月1日より実施				
(17)	県立病院～肘折	㈱新庄輸送サービス （大蔵村）	A-1	貨客混載	①	・スーパー等と連携した買物代行サービスについて検討	新庄輸送サービス （大蔵村）	平成30年5月より実証実験実施したが商業ベースに至らず、但し地元の輸送需要あり輸送支援で継続中。		増収率3%UP	令和6年度実績8,246千円×2%=164千円	・新庄・大蔵間はJRがなく、路線バスが地域の中核である新庄市までの通院、通学のための唯一の移動手段である。 ・国道沿いに集落が点在しており、定時定路線型の運行が最も効率的であり、その中でH29年4月より地域のニーズに合わせて車両を中型バスからマイクロバスに変更して運行中。 （新庄市） 最上地域で唯一精神科が設置されている「新庄明和病院」まで行くことができる唯一の移動手段である。精神科に通院する患者は自ら自動車を運転することが難しい方もおり、当該路線がなければ新庄駅から約5キロメートルを徒歩等で通わなければならなくなるため、当該路線の維持を希望する。 （大蔵村） 本線が廃線となると大蔵村の大半が交通空白地帯となり、また、通学・通勤・通院・買物には新庄市への乗り入れが必須となることから、この路線は必要である。また、JRなどの鉄道がないため代替輸送手段への転換もできない。
			A-2	路線再編	②	・新幹線等着時間に合わせたダイヤ改正 ・増便（6⇒7便）	新庄輸送サービス （大蔵村）	平成29年4月より実施済み	当該路線と競合する路線がない			
			A-3	混乗化	③	・本路線に対する村営スクールバスの接続の改善を検討	新庄輸送サービス （大蔵村）	平成29年10月より検討開始 平成30年10月より接続改善				
			A-4	観光利用促進	④	・日帰り温泉パック等の商品開発	新庄輸送サービス （大蔵村）	平成30年4月より肘折温泉-新庄間往復券（割引）を作成し利用を促進。				
			D	その他	①	バスロケーションシステム導入でバスの位置情報を閲覧	大蔵村	令和5年11月より実施。				
(18)	銀山線	（有）はながさバス	A-1	貨客混載					特に冬期は満員状態となるが、車輌の改造は費用面で困難	増収率5%増	令和6年実績40,093（千円） × 5%＝2,004千円	・銀山温泉の最寄り駅・大石田駅からの唯一の路線バスである。 ・銀山温泉への観光目的の移動手段として、利用目的が多い路線である。 ・地域住民や高齢者に対する生活路線となる重要な路線である。
			A-2	路線再編		インバウンド向けの路線増設	はながさバス	R6.12～R7.3(冬期間)	当該路線と競合する路線がない			
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進		主に首都圏や海外からの観光客をターゲットとしたPR活動　・利用客へのポストカードの無料配布（銀山温泉写真）	はながさバス	令和6年5月より実施。				
			D	その他 利用促進	①	バスロケーションシステム導入でバスの位置情報を閲覧	尾花沢市	令和3年6月より実施				

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み							当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見
			取組みの種類		取組番号	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値	目標数値の算出根拠	
(19)	山形～鶴岡	山交バス 庄内交通	A-1	貨客混載						増収率2%増	【山交バス】 令和6年度実績33,958千円 × 2% = 679千円 【庄内交通】 令和6年度実績16,886千円×2%＝337千円 222名×1,997円＝679千円 679千円/33,950千円＝2.0% （庄内交通） 令和5年度実績14,915千円×2%＝298千円 151名×1,977円＝298千円 298千円/15,213千円＝2%	山形庄内地方と村山地方を直通で行き来できる唯一の交通手段であり、仕事や通院での移動や他地域へ進学した学生の週末規制等に利用されている。月山や湯殿山などの観光路線としても多くのお客様に利用されている。
					①	新聞の輸送	庄内交通					
			A-2	路線再編								
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	②	山形鶴岡間2回券＋『つるおか1日乗り放題券』の拡販及び湯野浜温泉宿泊プランの商品開発 TOHIOKUMaaSへの参画により、シームレスな移動が可能となり、利便性向上	山交バス庄内交通					
					③	道の駅にしかわ付近へ乗降場所を設定できないか関係各所と協議を行った。	西川町 西村山連携支援室 山交バス 庄内交通	令和6年に協議を実施				
			D	その他 利用促進	④	・交通系ICカード導入（令和4年5月14日導入） ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス庄内交通	令和4年5月14日サービス開始				
(20)	酒田～山形	庄内交通	A-1	貨客混載	①					増収率 2%増	令和6年度実績106,116千円×2%＝2,122千円 898名×2,363円＝2,122千円 2,122千円/108,238千円＝2%	山形庄内地方と村山地方を直通で行き来できる唯一の交通手段であり、仕事や通院での移動や他地域へ進学した学生の週末規制等に利用されている。月山や湯殿山などの観光路線としても多くのお客様に利用されている。
					②	新聞の輸送	庄内交通					
			A-2	路線再編								
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	③	TOHIOKUMaaSへの参画により、シームレスな移動が可能となり、利便性向上	山交バス庄内交通					
			D	その他 利用促進	④	交通系ICカード（地域連携ICカード）導入	山交バス庄内交通	令和4年5月14日サービス開始				
(21)	鶴岡～三川	庄内交通㈱	A-1	貨客混載					朝晩(特に冬期間)は通学、通勤客で満員のため、車両の改造が困難	増収率 1%増	令和6年度実績9,544千円×1%＝95千円 422名×225円＝95千円 95千円/9,639千円＝1%	・鶴岡市～三川町～酒田市を結ぶJR羽越本線を補完する重要な路線であり、通年、日常生活・通学に利用されている。
			A-2	路線再編	①	・利用実態及び地域需要に見合った路線形態の検討	庄内交通 鶴岡市 酒田市 三川町	令和3年10月より既路線を分割再編。 令和6年4月より、鶴岡市内他路線との重複運行区間を短縮し、生産性向上を目指す				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	②	・『つるおか1日乗り放題券』の拡販	庄内交通 鶴岡市	平成29年9月より販売開始 IC化に伴いICのみでの販売				
			D	その他 利用促進	③	・地域(高齢者)の利用促進の為、路線別時刻表の作成および居住者が多い路線地域をターゲットとし停留所300m区域へのポスティング周知を計画 ・観光利用者の利用促進の為、路線別時刻表の作成及び配布	庄内交通	(地域)令和4年7月～9月、ポスティングのよる周知活動、地域ごとの小コミュニティへ訪問し乗り方教室開催 (観光)ターミナルや駅への設置				
					④	・利便性向上のためバスロケーションシステム導入	庄内交通	令和1年12月23日よりサービス開始 動画配信およびイベント開催による周知を計画				
					⑤	交通系ICカード（地域連携ICカード）導入	庄内交通	令和4年5月14日サービス開始				
					⑥	・自社開催イベント『バスまつり』開催による情報発信および利用体験による利用促進 ・市町開催のイベントへの出展や集まりへ出向き「乗り方教室」による情報発信	庄内交通	9月20日全国バスの日に合わせ企画				
(22)	三川～酒田	庄内交通㈱	A-1	貨客混載					朝晩(特に冬期間)は通学、通勤客で満員のため、車両の改造が困難	増収率 1%増	令和6年度実績10,558千円×1%＝105千円 466名×225円＝105千円 105千円/10,663千円＝1%	・鶴岡市・酒田市を結ぶJR羽越本線を補完する重要な路線であり、通年、日常生活・通学に利用されている。
			A-2	路線再編	①	・利用実態及び地域需要に見合った路線形態の検討	庄内交通 鶴岡市 酒田市 三川町	令和3年10月より既路線を分割再編 令和7年4月更なる再編に向け協議検討				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	②	・『つるおか1日乗り放題券』の拡販	庄内交通	平成29年9月より販売開始 IC化に伴いICのみでの販売				
			D	その他 利用促進	③	・地域(高齢者)の利用促進の為、路線別時刻表の作成および居住者が多い路線地域をターゲットとし停留所300m区域へのポスティング周知を計画 ・観光利用者の利用促進の為、路線別時刻表の作成及び配布	庄内交通	(地域)令和4年7月～9月、ポスティングのよる周知活動、地域ごとの小コミュニティへ訪問し乗り方教室開催 (観光)ターミナルや駅への設置				
					④	・利便性向上のためバスロケーションシステム導入	庄内交通	令和1年12月23日よりサービス開始 動画配信およびイベント開催による周知を計画				
					⑤	交通系ICカード（地域連携ICカード）導入	庄内交通	令和4年5月14日サービス開始				
					⑥	・自社開催イベント『バスまつり』開催による情報発信および利用体験による利用促進 ・市町開催のイベントへの出展や集まりへ出向き「乗り方教室」による情報発信	庄内交通	9月20日全国バスの日に合わせ企画				

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み							当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見
			取組みの種類		取組番	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値	目標数値の算出根拠	
(23)	鶴岡（ゆぽか）いでは文化記念館	庄内交通㈱	A-1	貨客混載					観光シーズンは満員のため、車両の改造が困難	増収率 1.0%増	令和6年度実績19,806千円×1%＝198千円 694名 ×285円＝198千円 198千円/20,004千円＝1.0%	・鶴岡市街と旧羽黒町中心部を経由する唯一の公共交通手段であり、日常生活・通学に利用されている。 ・出羽三山の日本遺産登録等により、シーズン中の観光目的利用も多い重要な路線
			A-2	路線再編	①	・利用実態及び地域需要に見合った路線形態の検討	庄内交通 鶴岡市	令和3年10月より既路線を分割再編、経過を継続協議				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	②	・『つるおか1日乗り放題券』の拡販	庄内交通	平成29年9月より販売開始 IC化に伴いICのみでの販売				
					③	TOHIOKUMaaSへの参画により、シームレスな移動が可能となり、利便性向上	庄内交通	つるおか1日乗り放題券を設定				
			D	その他 利用促進	④	・地域(高齢者)の利用促進の為、路線別時刻表の作成および居住者が多い路線地域をターゲットとし停留所300m区域へのポスティング周知を計画 ・観光利用者の利用促進の為、路線別時刻表の作成及び配布	庄内交通	(地域)令和6年4月 全戸配布による周知活動、地域ごとの小コミュニティへ訪問し乗り方教室開催 (観光)ターミナルや駅への設置				
					⑤	・利便性向上のためバスロケーションシステム導入	庄内交通	令和1年12月23日よりサービス開始 動画配信およびイベント開催による周知を計画				
					⑥	交通系ICカード（地域連携ICカード）導入	庄内交通	令和4年5月14日サービス開始				
						ICデータ可視化分析システム導入		令和7年3月 利用実績により、路線のあり方を				
					⑦	・自社開催イベント『バスまつり』開催による情報発信および利用体験による利用促進 ・市町開催のイベントへの出展や集まりへ出向き「乗り方教室」による情報発信	庄内交通	9月20日全国バスの日に合わせ企画				